

『東海教師教育研究』第21号

Tokai Journal of Teacher Education

No.21 2006

私の教育実践

地歴科日本史における自己展開学習の試み

…………… 別 所 興 一 (愛知大学) …… 3

当日ブリーフレポート (BRD) 方式による講義が学習内容の理解に与える効果

— BRD の構想段階に注目して—

…………… 丸 山 真名美 (三重中京大学短期大学部) …… 11

東海私教懇2005年度定例研究会 記録

東海私教懇第2回「教職大学院と教員養成政策」研究会

……………東海私教懇会報編集委員会 …… 18

愛知・岐阜・三重の各県教育委員会との情報交換

……………東海私教懇会報編集委員会 …… 43

図書紹介

『個に応じた学習集団の編成』 J・アイルソン・S・ハラム著

…………… 杉 江 修 治 (中京大学) …… 67

『自ら学ぶ意欲を育む教育文化の創造』 犬山市教育委員会編著

…………… 杉 江 修 治 (中京大学) …… 68

東海私教懇2005年度事務局報告

総会記録、会計報告、活動方針、予算、事業計画 …………… 69

会員校名簿、役員名簿、規約 …………… 78

〈私の教育実践〉

地歴科日本史における自己展開学習の試み

別 所 興 一

(愛知大学)

1 はじめに

私は2000年3月まで38年間、愛知県立高校に社会科（地歴科・公民科）教員として勤務した。管理職教員の道を断念し、「授業で勝負する」教科指導の工夫・改善と近世三河地方史（特に渡辺華山をはじめとする江戸後期の思想）の研究にライフ・ワークとしてとり組んできた。30歳ごろから日本史教育研究会と称する高校日本史教員100余名の民間教育研究サークルに所属し、生徒たちの歴史的思考力を育てる教材（歴史読み物、学習参考書、史料集、問題集など）の共同開発にとり組んできた。また、毎年夏に各都道府県持ち回りで3泊4日ほどの全国大会が開催され、公開授業・授業実践報告・討論・フィールドワークなどに参加した。この全国大会での授業実践交流が、ともすればマンネリズムに陥りがちだった私の授業に新しい風を吹き込み、歴史教師としての再生の糧を提供してくれた。他方、そのサークルで親交を深めた友人が、文部省の教科調査官に就任した縁で、文部省の高校地歴科日本史の学習指導要領の解説書・指導資料集の原稿を分担執筆したり、その全般的な検討・協議に委員として参画したりした。

上記のような経験をふまえて現在、愛知大学の教職課程で主に「授業構成法」と「日本史」の講座を担当している。私は66歳になった今も、人生の意義の何であるかを知らない。しかし、生きるということは、少なくとも生き甲斐のある“生”を生きては、一つの夢とか理想に向かってひたすら“生”を燃焼させることであろう。教師たちが夢や希望を語る機会の少なくなったことが、若者たちの夢や希望を抱く可能性をせばめてきたことは、否めない事実である。もちろん夢や希望の内容は、時代とともに変遷するから、教師が時代遅れの夢や希望を生徒に押しつければ、たちまち生徒の反発を買って行き詰まることは必至である。とはいえ、それを恐れて衛生無害な“蒸留水”のような知識を切り売りするだけでは、「この国のかたち」はいつまでたってもよくなるまいであろう。

詩人の高村光太郎は、アジア太平洋戦争の最中に戦争賛美の詩を書いて国民を戦争に駆りたてる役割を果たしたが、敗戦の翌年の冬、おのが生涯を反省した詩編『暗愚小伝』の中で、今は亡き智恵子夫人に次のような“報告”を捧げている。

日本はすっかり変わりました／あなたの身ぶるひする程いやがっていた／あの傍若無人のがさつな階級が／とにかく存在しないことになりました／すっかり変わったとい

っても／それは他力による変革で／（日本の再教育と人はいひます）／内からの爆発
であなたのやうに／あんないきいきした新しい世界を／命にかけてしんから望んだ／
さういう自力で得たのでないことが／あなたの前では恥しい（後略）

光太郎は「わが詩をよみて人死に就けり」という地点から戦後の文学的な再出発に踏みきった点で、戦争責任の問題を重く受けとめた数少ない文学者の一人であった。彼がここに表現したようなGHQに主導された戦後の諸改革に対する恥じらいと負い目の感情は、程度の差こそあれ私たちの世代が共通して体験したものであった。昭和の日本人の多くは、道徳の根元が国家にあると考えたことから、愛国という暗示を与えられれば、どんな犠牲にも甘んじるとともに、どんな非道なことでも行い、それを善と確信したのである。その悪夢のような体験は、私たちの心の底に今も深い刻印を残している。私たちは「傍若無人のがさつな階級」の復活を許さないために、また「命にかけてしんから望んだ」新しい世界を自力で得るためにも、日本の近代史を今ひとたび追体験的に考察することが必要だと思う。

私はこうした観点から、今後の社会科・地歴科・公民科の教育内容を吟味し、若い世代に魅力を持たれるような形で提供したいと考えている。国の大綱的基準には当然ながら従うものの、全国画一的なプログラム学習を排して、できるだけ個々の教員の創意工夫を生かした多様な授業の内容や形態を追求したいものである。現代社会のあり方や人間の生き方を考察する社会科・地歴科・公民科の授業においては、パソコン教室のインストラクターとは違った自主教材設計能力・知的想像力・自己表現力などが求められているからである。次に上記の観点から、高校教員の現職時代の実践レポートを教職課程の学生の参考資料として再構成したものを紹介し、諸先生のご講評を得たいと思う。

2 学習の動機づけに当たって

日本史の授業設計に当たっては、いきなり日本史の本題に入るのではなく、その前に歴史学習の目的と方法についてガイダンスする場を設定して、「歴史を何故学ぶのか」という原点に立ち帰らせることが必要である。日本史を学ぶのは、単なる懐古趣味や受験対策のためではなく、自分たちが生きている現代日本の社会・文化の成立過程を理解することによって、この社会・文化をよりよいものにしていくためだからである。史学は“死学”であってはならない。歴史はすべて現代の立場から、生きるための力を産み出し、その方向を探るために書かれるものであり、また、その視点から学ぶべきものである。こうした原点を再確認させた上で、歴史の学び方——過去の社会と人間のあり方を、時間的経過の中で実証的に考察する歴史学習のノウハウ——を具体的に指導することが、年度当初の重要な課題であろう。

例えば、教科書の読み方、ノートのとり方、副教材の『史料集』『図録・年表』『問題集』などの利用法、授業時に配布される教員自作のプリント類の整理の仕方、図書館利用やレポート作成の要領、日本史関係の課外読書リスト、大学入試対策の勉強法、等々を編集した『日本史

学習の手引き』を配布して具体的に解説し、日本史学習に意欲的にとり組ませるようにしたい。それは決して“道草”ではなく、これから1年間の日本史学習を正道にのせるための必要条件だからである。

3 講義式授業の問題点

講義式授業を基本とした従来の日本史学習は、教科書の掲載事項を一通り全部解説しなければならないという“使命感”から、進度を先に急ぐ駆け足授業、いわゆる新幹線授業に陥りがちであった。つまり、一つの教材にゆっくり時間をかけ、生徒にじっくり考えさせるような授業場面が少なかった。あまりにも少なかった。このような講義式授業の弱点は、生徒が受動的立場におかれ、自分の頭で考える契機が乏しいことである。“思考のもみ合い”の場が設定されていないために、与えられた知識は、生徒の内部に深く根づくことなく、右の耳に入っただけで左の耳に素通りしてしまう。試験が終われば、とたんに忘れられてしまう。

講義式授業は、一般論として上記のような弱点を持っている。しかし、元宮城教育大学学長の林竹二氏の「人間について」「開国」と題した授業記録①のように、質の高い教材研究を背景にした問題提起性をもつ授業内容ならば、大学と変わらない講義形式であっても、生徒の心を揺さぶる場合がある。林氏の授業実践は、講義式の一斉授業でも、その内容の構成のしかたや発問のいかんによっては、生徒が深く集中的に思考することを実証している。林氏の授業は、生徒に問いをしかけ、その答えを吟味させることによって、生徒たちがどう答えようかと迷い、真剣に“思考のもみ合い”を体験するすぐれた実践だと言えよう。

しかしながら、私たちのような普通の教員が、林氏のように密度の高い授業を、年間を通じ全領域にわたって展開することは無理である。そこで、私たちとしては、講義式授業の弱点を補う対策を講ずる必要がある。次に、その具体的な方策を紹介することとする。

4 設問形式による日本史学習

講義式授業の弱点を補い、生徒の歴史的思考力を養うための一方策として、私はこの十数年、『設問形式による日本史学習』と題する自作プリント②を配布して、授業展開に利用してきた。このプリントの設問集のねらいは、第一に生徒に学習事項の重点を明示しておくことである。つまり、予習の際の“考えるヒント”・“着眼点”として利用させることである。この設問集を利用すれば、教科書を漠然と読ませるだけの従来の予習方式を改めることができる。授業内容についての問題意識や関心を高め、より積極的な授業参加を促すことができる。

第二に、授業内容の焦点化や集団思考の場面設定に役立てることである。そのために平常の授業展開は、この設問集の各テーマの解答・解説を中心として進めることにしている。設問のいくつかは、授業時に生徒を指名して答えさせたり、その解答を他の生徒にぶつけて吟味させたりすることもできるし、進度を早めるために、家庭学習にゆだねることもできる。また定期試験の際には、この設問集から何題かを出題することを予告して、既習知識の整理や再生にも

利用させている。他方、設問作成の工夫により、歴史の因果関係を多角的に考察させたり、既習知識を活用して前代と後代を巨視的に比較検討させたりすることもできる。時代像に関わるような重要史料ととり組ませ、それを通して歴史を考察する方法を身につけさせることもできる。

その反面、生徒たちの多くは、授業時に基本的事項を整理して、大学受験にも対応できる姿勢をとりたいという願いを持っている。したがって、設問の内容構成は、この点にも配慮する必要がある。この授業形態の成否は、設問の内容のいかんに関わっていることから、生徒たちの思考とかみ合うような“良問づくり”に努めることが肝要である。

5 日本史の自己展開学習の理論と方法

講義式授業の弱点を補い、歴史的思考力を養うための第二の方策は、自己展開学習を導入することである。自己展開学習とは、元東京都立日比谷高校教諭の風間泰男氏（前日本史教育研究会会長）が、「学問の権威だけを仰ぐ上向きの歴史教育を捨てて、学ぶ生徒たちの清新な意欲に直結した下向きの歴史教育」③を志向する観点から創始した学習形態で、生徒のレポート発表とそれに基づく討論を基本としている。それは、上からの権威主義的な詰め込み教育を基本としたアジア太平洋戦争前の歴史教育への反省から生まれた学習形態である。歴史学の成果を受け売りし、解説するだけの歴史教育を排して、「自分で考えながら歴史の中に自分の疑問を見つけていくという考え方、安直にわからせる歴史ではなくて、どこがわからないか、どこを疑う余地があるか、ということをつかせる学習、そこから社会に対する批判の眼をつくっていくという学習」③である。

その際、自己展開学習を充実したものにする前提作業として、疑問・問題意識をもって教科書を精読させること、読んで理解できなかった箇所や疑問に思った箇所にマークをつけ、授業時に質問させることなどを、徹底して指導することが肝要である。また、自己展開学習の実施テーマや時期は、年度当初のガイダンスの際に予告して、生徒たちが意欲的計画的にとり組むことができるように配慮したいものである。

現行の受験体制においては、自己展開学習の形態で年間を通すことは難しいけれども、生徒の主体的な学習の場として、年間7・8時間を確保することは可能である。例えば、身近な地域の歴史に登場する人物や史跡・文化財などを手がかりにして、一つの地域像にアプローチする時間を設定すること。あるいは一時代の典型的な状況・問題を集中的に表現するような重要史料（もちろん註や解説のついた）の解説・考察に自力でとり組ませること。そのために夏休みの課題として、学校図書館で関係の文献を調べさせたり、フィールドワークして現地の写真を撮影させたり、聞き取り調査をさせたりしてレポートをまとめ、史料プリントを作成してみんなの前で発表させること。それをもとに質疑応答して、“思考のみみ合い”を体験させること。

このようなトレーニングを積むならば、自国の歴史に対する理解や愛着が深まるだけでなく、

高校生の段階としての“歴史学習方法”を習得することができるのではなかろうか。そうすれば、卒業して社会人になってからも、独力で意欲的に歴史を学んでいく素養ができる。生涯教育の観点から日本史学習のあり方を考える時、在学中に探究的な学習の機会を与えて、知的好奇心の充足をめざしねばり強く努力していくような能力を育てること④が必要である。この点からも自己展開学習の有効性は、今後ますます注目されるであろう。

しかし、最近の生徒たちは、小中学校以来、この種のトレーニングを受けることが少ないから、自己展開学習に拒絶反応を示す者もかなりいる。新しい学習形態を導入する場合には、従来の学習の過程でしみついた固定観念をもみほぐすような場面設定が、事前に必要である。例えば、学校の図書館に郷土資料のコーナーを設定して利用の便宜を図ったり、地域で入手した古文書や古地図のコピーを配布したり、地域の文化財のスライドを提示したり、等々のきめ細かな配慮が、新しい学習形態への移行をスムーズにするのである。さらに、発表内容の焦点化のために発表プリントの事前チェックを行ったり、主な論点や疑問点をメモさせて次時の学習過程に結びつけたり、教師の側から発表者や聞き手に補足質問したり、等々の“演出”が、自己展開学習を実り豊かなものにするのである。

また、歴史学習においては、単なる物知りの知識や図式的な理解ではなく、人間記録への共感や追体験的な理解が大切である。したがって、地域で注目される人物の伝記や小説などを生徒全員に読ませて、その感想を話し合わせたり、感想文集をつくったりすることも、意義深い自己展開学習と言えよう。

6 自己展開学習事例「江戸後期の近代化構想」

（主題設定の趣旨と学習指導の留意点）

- (1) 日本の近代化の特質を理解するためには、明治時代の文明開化や近代国家の構想づくりの基盤となった江戸後期の開明思想を考察することが必要である。すなわち、幕藩体制の“内憂外患”が深刻化する過程で、幕藩体制を批判し、内政・外交の政策転換を要求した“維新運動の先駆者”とも呼ぶべき思想家たちを、具体的な史料に基づいて考察することが、重要な学習課題である。
- (2) 教科書の内容を補充し、生徒の歴史的思考力を高める観点から編集した教師自作の史料プリント集⑤にそって授業を展開する。自己展開学習の授業の2週間前にそのプリント集を配布し、各史料に付記した「着眼と考察」と名づける設問⑥のいくつかを生徒に割り当てて、その解答をB5版1枚のプリントにまとめさせて授業時に一人5～10分程度で発表させる。生徒に史料読解のトレーニングを課すとともに、自主的な歴史学習の方法を身につけさせるためである。
- (3) 年間指導計画の位置づけは、教科書の「化政文化」の項目の歴史学習を終えた直後とする。

〔学習指導の展開例〕

〈第1時〉 実証的・合理的精神の胎動

- (1) 杉田玄白『蘭学事始』と山片蟠桃『夢の代』の史料プリントを取り上げ、それぞれ生徒を二人ずつ割り当てる。一人にはその思想家の略歴と人間像を略年表やエピソードにより説明させ、他の一人には史料プリントの該当箇所を「着眼と考察」の設問に則して解説させる。
- (2) 前者では主に『解体新書』の翻訳・出版の苦心談と、それが西欧近代科学の考え方——実証的・合理的精神の発展の気運をつくった事情を理解させる。後者では主に上方町人の無神論的合理主義の思想、記紀の神代記の矛盾や仏教の因果応報の論理の虚構性を解明させる。
- (3) 発表者と聞き手の生徒が質疑応答する時間を設け、あわせて教師の側からも歴史的思考の場面を導き出すような発問をしたり、補足説明をしたりして、主題についての理解を深めさせる。

〈第2時〉 開国前夜の開明思想

- (1) 渡辺華山は、私の当時の勤務校近くの三河田原で自刃したことから、郷土の先覚者として知られていた。華山という人物を窓口にすることによって、開国前夜の天保期の日本の状況をより深く理解できる。こうした観点から、華山晩年の思想を史料プリントに基づいて考察させる。
- (2) まず二人の生徒に地元での出版物を調査させて、華山の略年表をつくらせ、それに基づいて発表させる。華山の言行について共感する点、疑問に思う点なども発表させ、聞き手の生徒にも意見発表させる。(15分)
- (3) 華山の人物の特徴——例えば高野長英との相違点、華山の内面における政治と絵画の関係などを補足説明し、近代日本の夜明け前の知識人の苦悩を追体験的に理解させる。(5分)
- (4) 華山の主著『駄舌或問』『初稿西洋事情書』『慎機論』のさわりの部分を採録した前記の史料プリントを、二人の生徒に割り当てて、その問題点と自分なりの感想を発表させる。一人には西欧諸国の学芸の進歩とその要因、外国人から見た日本人の国民性と日本の国情などを分担させ、他の一人には世界各地の宗教と政治の動向、西欧諸国によるアジア植民地化の実態、日本の時代遅れの学問や政治への批判などを分担させる。(25分)
- (5) 高野長英・佐藤信淵など同時代の他の思想家の海外認識や華山没後の田原藩の動向などを補足説明して、幕末政治史への導入とする。(5分)

〈第3時〉 維新前夜の開明思想

- (1) 島津斉彬『斉彬公史料』と横井小楠『国是三論』『沼山対話』の史料プリントを取り上げ、〈第1時〉の(2)の場合と同じようにそれぞれ二人の生徒を割り当て、発表と質疑応答の時間を設定する。前者では主に開明的な藩主の立場からの欧米観、「下情上達

は政治の要」という近代的な政治思想、日本の産業革命のための壮大な実験などに注目させる。後者では封建鎖国の弊害、欧米諸国の民意尊重の政治への理解、その功利主義・植民地主義への警戒、堯舜孔子の道徳の再評価などに着目させる。

- (2) 教師側の補足説明により、経世的蘭学の流れをひく開国型改革派の齊彬・小楠らの国家構想の特徴と、幕末の政局をリードした後期水戸学派との対抗関係を明らかにする。また、明治維新後の政府主導の近代化政策と対比して、日本の近代化のコースの問題点（達成されなかった課題など）を考えさせる。

7 おわりに

現行の受験体制下の生徒たちの中には、自分の日々の生活と歴史とのつながりを見失い、歴史は教科書の中にしか存在しない疎遠なもの、と錯覚する者が少なくない。大学入試対策のために大量の歴史知識をつめこまれながら、肝心の歴史的なものの見方や自国の歴史に対する愛着をほとんど身につけないうま高校を卒業する生徒が増えているとしたら、まさに憂慮すべき問題である。

こうした“歴史離れ”の傾向を持つ生徒の現状を打開するためには、何よりも現行の大学入試問題に対する組織的な検討・批判、さらには入試制度の改革が必要である。そのことを念頭におきながら、現状の一步前進のために、日本史の自己展開学習を導入したいものである。そのためには、「あれもこれも教えこむ」という網羅的な指導から離脱し、教材の精選をはかるとともに、地歴科における学力評価のあり方を根本的に再検討することが求められている。

註①林竹二著『授業 人間について』（国土社 1973）

同『教育の再生を求めて』（筑摩書房 1977）

②『設問形式による日本史学習』（設問の実例、部分）

☆18世紀半ば過ぎに国学が大成された。

- a 国学とはどんな学問・思想か。儒学や洋学と対比してその特徴を述べよ。
- b 国学が発達した要因と国学者の系譜の概要を述べよ。
- c 国学を大成した本居宣長の主要な著書をあげよ。また、史料プリントを読んで、そこに表現された宣長の古道説・学問論・文学論の特徴を述べよ。
宣長の政治論——百姓一揆や幕府政治についての考え方の特徴も述べよ。
- d 平田篤胤の国学は、宣長の国学とどのように異なっているか。また、それは幕末維新期の政局にどのような影響を与えたか。
- e 国学を信奉したのは、主にどのような階層の人々か。また、本校所在の東三河地方には、どのような国学者がいたかを調べよ。

③風間泰男著「自己展開学習——五人の教師の歴史教育」（『高校教育』1954年12月号、実教出版）、日本史教育研究会編『入門 日本史教育』（山川出版社、1989）

- ④羽田野誼余夫編『自己学習能力を育てる』（東大出版会、1980）
- ⑤主に杉浦明平・別所興一編著『江戸期の開明思想』（社会評論社、1990）の史料・註を再構成して編集した。
- ⑥「着眼と考察」と名づける設問の事例（部分）
- A 『蘭学事始』では、『ターヘル・アナトミア』翻訳の動機をどのように語っているか。
また、蘭学草創期の翻訳の苦心をどう表現しているか。
- B 前野良沢は、訳書『解体新書』の最大の功労者でありながら、訳者名の箇所にその名を記していない。それは何故か。
- C 杉田玄白は、蘭学が急速に発展・普及した事情を、どのように説明しているか。
- D 玄白は、大槻玄沢をどのように評価していたか。
また、玄白と玄沢の蘭学上の業績を対比して整理せよ。
- E 渡辺華山は、西洋の学芸の進歩の要因をどのように考えたか。
また、日本の学者の通弊をどのように批判したか。
- F 江戸参府のオランダ商館長ニーマンは、日本人の国民性や国情をどのようにとらえたか。
- G 渡辺華山は、西洋諸国の医師養成の制度やその背後にある医学思想の特徴をどのようにとらえたか。
- H 華山は、西洋諸国の対日政策の特徴をどのように考えていたか。または、日本はそれにどう対応すべきと考えたか。
- I 横井小楠は、徳川幕府の政治の弊害をどのように批判したか。
また、欧米諸国の政治の長所をどのように批判したか。
- J 小楠は、世の和魂なるものをどのように批判したか。
- K 小楠は、キリスト教をどのようにとらえたか。
- L 小楠は、西洋諸国の対アジア政策の特徴をどのようにとらえたか。また、わが国が西洋諸国との交渉に当たってとるべき姿勢をどのように考えていたか。

〈私の教育実践〉

当日ブリーフレポート (BRD) 方式による講義が 学習内容の理解に与える効果

—BRD の構想段階に注目して—

丸 山 真名美

(三重中京大学短期大学部)

問題と目的

今日、大学の講義改善の必要性が叫ばれており、多くの大学がFD活動に力を入れている。ミニッツ・ペーパー、大福帳、質問書方式、講義ノートの提出方式、小テスト方式、PSI (Personalized System of Instruction)、GLP (Guided Lecture Procedure) など、さまざまな講義改善のための方法が提案されてきている (宇田、2004)。

また、今日、小学校・中学校・高等学校においても教育改革の一環としての授業改善の取り組みがさかんに行われている。大学での講義改善の実践において得られる知見は、これらの授業改善へ貢献するものであると考えられる。さらに、これからの教育改革を担っていくであろう教職を目指す学生への教師教育についても有用な知見を提供できると考えられる。

本研究では、宇田 (2000) が考案した「当日ブリーフレポート方式 (the Brief Report of the Day; BRD)」による講義の効果について検討することを目的とする。

従来の大学の講義は、教授者が受講生に対し、専門事項の説明を行うという方式をとる。しかし、この方式では、必ずしも受講生の学習効果が期待できなくなっている。本研究で取り上げるBRDは、学生が積極的にかかわらざるをえない「枠組み」を創り出すことをねらいとしている。学生の積極的関与を促進することによって学習効果を高めようとするものである。また、BRDは難しい技能も準備も必要としない実用性を持ち、誰でも日常的に利用できるというメリットを持つ (宇田、2000)。

BRDの最大の特徴は、「講義」の概念を「教師が学生に情報を与える場」から「学生がレポートを書くのを援助する場」と変換したことである (宇田、2000)。そのため、BRDによる講義では、学生は毎時間講義内でレポートを作成する。BRDの具体的な手順は次のとおりである。(I) レポートのテーマを確認し、(II) 教師の説明が始まる前に、10分から20分程度の時間をとりレポートの一部を執筆する (構想段階)。そして、(III) 教師による説明などをもとに情報を収集し (情報収集段階)、最後に (IV) レポートを執筆 (執筆段階) する。(I) では、レポートのテーマを提示することで、講義における到達目標を具体化し、講義への注意集中度

を高めることが期待される。(II)の構想段階では、学生が「自分が今持っている知識では、レポートを完成できそうにない」ことに気づくことをねらいとしている。このことによって、(III)情報収集段階における講義への集中度を高めることが期待される。

BRDによる講義の効果については、①受講生の講義への満足度が向上する、②講義への集中度が高まる、③講義中の私語の減少などが示されている(宇田、2000)。さらに、通常の講義よりもBRDによる講義の方がいいという学生の感想も多い(宇田、2000)。

BRDの特徴は、①レポートの予告を行うこと、②講義内「予習」でもある構想段階がもうけられていること、③説明を聞く準備ができた状態で学生が話を聞くこと、④講義内「復習」でもあるレポート執筆作業を行うことである(中西・宇田、2003)。中西・宇田(2003)では、これら4つの特徴が、学生の興味度、理解度、集中度にどのような影響を与えるのか実験的に検討している。興味度は講義による動機づけの効果を検討するため、理解度は講義による学習効果を検討するために、集中度は講義の中で問題となる「私語」「居眠り」などに関わる要因として取り上げられている。その結果、構想段階すなわち講義内「予習」が興味度、理解度、集中度を高めるのに効果があることが示された。構想段階が興味度を高める理由として、予習活動を行うことで、講義時間が「教師の話が聞かされる時間」から「講義の最後に、自分のためのレポートをまとめる時間」へと意味づけが変わり、そのため「自分の意図によって行動を行っている」という自己決定感が高まったためであろうと考察されている。理解度については、説明前に行った予習が先行オーガナイザーとして機能し、教師の説明の理解につながったと考察されている。集中度については、説明前に予習活動を行ったことがウォーミングアップにつながり、説明をうける準備が整ったためではないかと考察されている。

講義内「復習」ともいえるレポート執筆の興味度、理解度、集中度を高める効果は、見いだされなかった(中西・宇田、2003)。

本研究では、BRDの特徴のなかでも、講義内「予習」である構想段階が理解度に与える効果について焦点を当てる。中西・宇田(2003)では、理解度については、「今日の講義はどれくらい理解できましたか？」という質問に対して9件法による回答を指標としている。しかし、客観的な理解度について検討してはいない。本研究では、理解度の指標として、学期末テストによって測定される学業成績を用いる。

ところで、学習方略には大きく分けて深い処理と浅い処理の2種類がある(村山、2003)。深い処理の方略とは、学習者が学習内容間の関連や、学習内容と既有知識との結びつきを意識した学習方略であり、「理解」を目的とした方略である。浅い処理の方略とは、意味的な符号化を伴わない単純な反復リハーサルなどによる方略であり、「暗記」を目的とした方略である。そして、深い処理の方略は学業成績と正の相関があることが明らかになっている(堀野・市川、1997)。

BRDにおける構想段階は、中西・宇田(2003)も指摘しているように、先行オーガナイザーとしての機能を持つことは十分に考えられることである。構想段階において、学習者の既有

知識が活性化され、情報収集段階が有意味受容学習の機能を持つと考えられる。有意味受容学習とは、新しい知識（学習内容）を既有知識と関連づけたりしながら学習する学習様式である。有意味受容学習では、深い処理の学習方略が用いられるといえる。つまり、BRD による講義は、構想段階を設けることによって、学習者の既有知識を活性化し、教師の説明を受けるにあたって、学習者の深い処理の学習方略の使用を促進するものだと考えられる。さらに、深い処理の学習方略は、学習成績と正の相関があることが知られている。これらのことから、BRD による講義を受けた学習者は、通常の講義を受けた学習者よりも学業成績が良いことが予想される。

本研究では、同一の内容についての講義を、BRD による方法と BRD 以外の方法で行い、学期末試験の成績の比較を行う BRD が学業成績に正の効果を与えるか否かを実験的に検討する。

方法

対象

愛知県内の私立大学の学生。筆者の担当する「心理学 B」を受講する 2 クラスの学生 89 名（実験群 (BRD 群) 55 名、統制群 (通常講義群) 34 名)。ここに示した人数は、履修登録者の人数である。

実施期間

2005 年 10 月から 2006 年 1 月。半期の講義期間すべてにおいて実施した。

手続き

BRD 群には、宇田 (2000) が開発した BRD の手順にしたがって講義を行った。具体的には、講義の冒頭にレポートのテーマを提示し、15 分程度の構想段階を設けた。50 分程度教師の説明による講義を行い、最後に 25 分程度のレポート執筆時間を設けた。本研究では独自に、構想段階に提示されたテーマについての簡単な事前レポートを書くように求めた。

通常講義群には、60 分程度の教師の説明による講義を行ってから、レポートのテーマを示し、30 分程度のレポート執筆時間を設けた。

BRD 群、通常講義群ともに、講義回数、講義内容、レポートのテーマ、学期末テストの問題は同一である。各講義の内容を表 1 に示した。

学年末テスト

学期末テストの問題と配点を表 2 に示した。

満点は 100 点である。

講義から得たもの

講義が受講生に与えた影響について検討するために、大学が実施した『授業改善』のためのアンケート調査における「この授業を通して得たもの」についての回答を分析する。この質問では、講義を通して得たものについて、①新しい知識、②知的な好奇心、③物事を見る視野、④問題

回数	講義内容
1	脳と心
2	動機づけ
3	知覚
4	記憶
5	思考
6	知能
7	適応
8	発達障害
9	パーソナリティ
10	対人関係
11	集団

発見・解決能力、⑤論理的な思考能力、⑥論述・表現・プレゼンテーション能力、⑦教員や学生との交流から複数回答を求めるものである。

表2 学期末テストの問題と配点

問題	配点
I 次の空欄に適切な語句を語群から選びなさい。 動機づけの機能は、(①) (②) (③) の3つである。 知能とは、目的的に行動し、(④) に思考し、環境を能率的に扱う、(⑤)、 全体的な能力である。 語群： 評価機能 維持機能 効率的 能動的 始発機能 総合的 指向的機能 合理的	2点×5
II 次の間に答えなさい。 ① 「自分が行動の主体として自分の行動を認知的側面、動機づけの側面、情動的側面にわたって十分に統制できているという感覚」を何というか。 ② 事象や事柄についての記憶を何というか。 ③ 正しく適用すれば確実に目標状態にいたる問題解決の手段を何というか。 ④ 個々の事例から一般的な結論を導くという推理の様式を何というか。 ⑤ 「乳児期から幼児期にかけてさまざまな原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じる心身の障害」を何というか。	3点×5
III 次の語句について説明しなさい。 ① 自己開示 ② 体制化 ③ 確証バイアス	10点×3
IV 記憶のメカニズムについて、次の語をすべて使用して説明しなさい。 記銘 再生 保持 再認 リハーサル 転送 想起	20点
V 知能指数の算出式を書きなさい。	5点
VI パーソナリティの類型論と特性論について、両者の特徴を述べなさい。	20点

結果

学期末テストの成績

学期末テストを受験し、講義への出席率が60%以上の者を分析対象とした。BRD群は32名、通常講義群は24名が分析対象となった。

BRD群と通常講義群の平均点と標準偏差を表3に示す。t検定を行ったところ有意差が得られ $t(54)=2.12, p<.05$ 、BRD群の方が学期末テストの成績が良いことが示された。

表3 BRD群と通常講義群の学年末テストの平均点と標準偏差

	BRD群	通常講義群
平均点	49.94	37.71
標準偏差	20.18	22.90
人数	32	24

講義から得たもの

『授業改善』のためのアンケート調査」に回答した受講生を分析対象とする。BRD 群は 21 名、通常講義群は 18 名であった。

表 4 と図 1 に各群における①新しい知識、②知的的好奇心、③物事を見る視野、④問題発見・解決能力、⑤論理的な思考能力、⑥論述・表現・プレゼンテーション能力、⑦教員や学生との交流が選択された割合を示す。

表 4 「講義から得たもの」において各群における各項目が選択された割合 (%)

	①新しい知識	②知的的好奇心	③物事を見る視野	④問題発見・解決能力
BRD群	85.7	28.6	42.9	19.0
通常講義群	94.4	38.9	0.0	16.7
	⑤論理的な思考能力	⑥論述・表現・プレゼンテーション能力	⑦教員や学生との交流	
BRD群	4.8	4.8	0.0	
通常講義群	11.1	0.0	0.0	

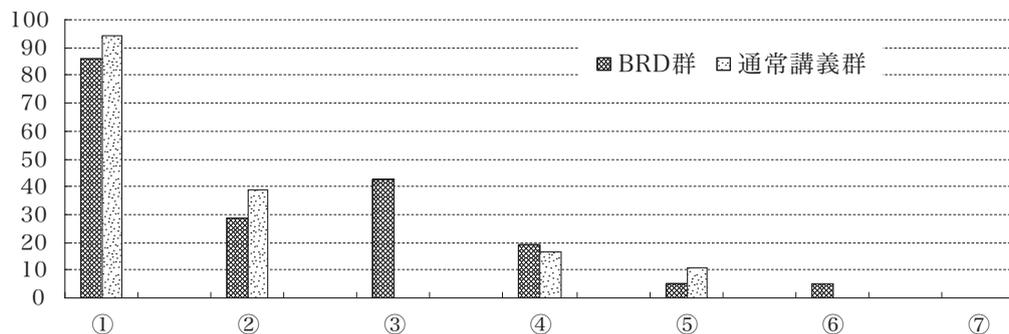


図 1 「講義から得たもの」において各群における各項目が選択された割合 (%)

①新しい知識、②知的的好奇心、④問題発見・解決、⑤論理的な思考能力、⑥論述・表現・プレゼンテーション能力については選択された割合に両群に差はなかった (① $\chi^2(1)=0.82$, n.s.、② $\chi^2(1)=0.46$, n.s.、④ $\chi^2(1)=0.04$, n.s.、⑤ $\chi^2(1)=0.55$, n.s.、⑥ $\chi^2(1)=0.88$, n.s.)。⑦教員や学生との交流は、両群ともに選択した者はひとりもいなかった。

③物事を見る視野については、通常講義群では選択した者はいなかったが、BRD 群では 4 割の受講生が選択したというように群間差がみられた ($\chi^2(1)=10.03$, $p<.01$)。

考察および今後の課題

本研究では、BRDによる講義が学習者の学習内容の理解にどのような効果を与えるか実験的に検討することを目的とした。BRDの特徴のなかでもとくに、講義内「予習」ともいえる構想段階の効果に焦点を当てた。

BRDによる講義を半期を通して行うBRD群と、構想段階を設定しない通常講義を半期を通して行う通常講義群の2群を設定した。学期末テストの成績を比較した結果、BRD群は通常講義群よりも成績が良いことが示された。

BRD群と通常講義群は、構想段階が設定されているかいないかという点だけが異なる。したがって、BRD群の成績が通常講義群の結果よりも良かったのは、構想段階による効果であるといえる。構想段階において、既有知識を活性化し、既有知識に関連づけながら講義での説明を受けたために、理解が促進されたのだと考えられる。

「講義から得たもの」については、両群ともに①新しい知識の選択率が高かった。このことは、2つの講義方法において知識の伝達は出来たということである。両群のもっとも大きな違いは、③物事を見る視野の選択率であった。BRD群では約4割の受講者がこの項目を選択したのに対し、通常講義群では選択したものはなかった。

BRD群では、講義の説明に入る前の構想段階で、受講生が持っている既有知識を活性化している。受講生は既有知識と関連づけたり比較しながら講義の説明を受ける。講義で説明される事柄のなかに、それまでの考え方とは異なる考え方があるだろう。通常講義群においても同様のことは生じると考えられるが、既有知識が活性化されているBRD群の方が顕著に自分とは異なる考え方を意識したのではないかと考えられる。

以上のことから、BRDによる講義は、講義内容の理解を促進したり、物事を見る視野の獲得を促す効果があるといえる。さらに、BRDの構想段階で受講生の既有知識を活性化させることが、大きな要因となっていると考えられる。

今後の課題として次の2点について考える。

まず、学年末テストの平均点の低さである。成績の良かったBRD群においても49.94点と低かった。この理由として2つのことが考えられる。まず1つ目は、問題が難しすぎたということである。2つ目は、講義における説明が適切かつ効果的に行われなかった可能性である。1つ目についての改善策は、適切な難易度の問題を作成することである。2つ目の改善策は、教師の講義技術の向上である。すなわち、講義を行った筆者の講義内容の理解を深めるとともに、説明の仕方などの講義技術の研修が必要であることはいうまでもない。

2つ目の課題は、BRD群において講義の進め方の理解を得られていたかどうかということである。大学が実施した『授業改善』のためのアンケート調査の自由記述欄に、BRD群の受講生の1人が、「この講義は、自分の考えなどレポートを書かせることが多く、普通の講義ではなかった。講義というものは、自分で考えることよりも教えてもらうことのほうが大事だと思う。レポートを書かせるというのは先生の手抜きだと思う」という意見を書いた。この受

講生は、いわゆる伝統的な講義観の持ち主であろう。また、多くの学生はこのような講義観を持っているであろう。このような受講生に対し、レポートを書く意味の重要性と効果の理解を促すとともに、教師の手抜きだと感じさせない講義の進行を工夫することが、BRD をより効果的に行うために必要だと考えられる。教師の手抜きだと感じさせしまったのは、筆者の講義技術の未熟さによることも十分に考えられる。

最後に、効果的な講義について、BRD による講義の効果を検討するなかで、筆者自身の講義技術の未熟さや改善点を知ることができた。今後は、本研究を行うなかで明確になった改善点を克服し、より効果的な講義を行うことが出来るように研修を重ねていきたいと思う。

文献

- 宇田 光 2000 当日ブリーフレポート方式による講義－学生が集中できる BRD 学校カウンセリング研究 3,37-44.
- 中西良文・宇田 光 2003 当日ブリーフレポート方式 (BRD) による講義の効果－興味度・理解度・集中度についての実験的検討－大学教育学会誌 25 (1)、89-95.
- 堀野 緑・市川伸一 1997 高校生の英語学習における学習動機と学習方略 教育心理学研究 45,140-147.
- 村山 航 2003 テスト形式が学習方略に与える影響 教育心理学研究 51,1-12

〈記録〉

東海私教懇2005年度第2回「教職大学院と教員養成」研究会 教職大学院と教員養成政策

報告者：宮川充司氏（椋山女学園大学）、田子健氏（南山大学）

司会：太田明（東海私教懇世話人代表・愛知大学）

日時 2006年2月4日 14:00 - 16:30 場所 愛知大学・車道校舎 K1004

司会：東海私教懇第2回「教職大学院と教員養成」研究会を開催します。12月10日に第3回定例研究会を開きましたが、折悪しく同日、東京で全私教協と関私教協・東実協の共催シンポジウムが開かれてしまいました。そのテーマは御存じのように12月5日に出された中教審「中間報告」についてでした。教職大学院と教員免許更新制については以前からさまざまな情報はあったわけですが、「中間報告」では、「教職実践演習（仮）」なる必修科目の新設までが謳われており、教員養成側にとっては、非常に困難な問題が出てきたと憂慮せざるをえません。当日のシンポジウムには、南山大学の田子先生が私大側のシンポジストとして提案されましたし、椋山女学園大学の宮川先生も参加されました。そこで今日はこのシンポジウムの報告をお二人にお願いいたしました。

宮川：まさに12月10日、前回の研究会が開かれているのとはほとんど同時時間帯に東京の日本女子体育大学でシンポジウムが開かれました。詳しくは知りませんが、最初は関東地区だけで開催するつもりであったのだと思いますが、それが急に内容が内容だということで全国向けのほうがいいということになり、共催となったようです。いわゆる中間報告については、朝日新聞を中心にして事前に内容が報道されていたものですから、「何だろうな」と思っていましたら、12月5日に報告があったという。新聞報道では、『こうだ』とかなり断定的に書いてあるんですが、一見話を聞いてみるとそれほどきっちりしていないと感じました。まず、文部科学省の伊藤史恵先生、肩書きでは教職員課の教員養成カリキュラム改革専門官という方ですけど、その方からお話いただきました。それから、田子先生と岩田先生がお話になられました。田子先生は教職大学院のことをお話になられるかと思いましたが、教員免許更新制の問題をお話されて、岩田先生は開放制の問題を日本の教育行政史の流れの中でどのようなことになっているかということをお話いただきました。

ここではまず中間答申の説明、若干新聞報道されていない部分を含めましてお話いたします。中央教育審議会の中間答申の核が一体何かと言いますと、ご存じの様に3つのコアがございます。一つめは、教職の専門職大学院の問題、それから2番目が自治体が反対しております教員免許の更新制の問題、3番目が大学の養成側に対するカリキュラム改革の問題。これは、

仮称ということになっていますが、「教職実践演習」という新設科目の問題です。最初の問題といたしまして、最終答申が一体どうなるのかといったことについて担当官が言われました。これは、いちおう今年度中ということで、3月末日を最終答申の予定としているけれども、4月以降にずれ込む可能性が高いと言われました。次に教育職員免許法など関連法令を改正しますので、そうしますとすべての大学に関して教員免許の課程の再課程認定というかたちになるということでございます。その次に、専門職大学院の問題でございますけど、これは教員の養成、専門職的な教員の養成ということを問題としておりますので、それに関する問題となっているのが、入学試験の方法をどうするかということと、カリキュラムをどうしようものにするかということ。また、実務家教員というものが求められるわけですけど、専門職大学院の専任教員は最低11人でありまして、その4割以上ですから5人です。それで、それがどういうことになっているかということでございます。それで、普通は修業年限2年の修士課程ということですから、30単位以上とするのが通常の大学院設定なんですけど、45単位以上必修単位ということになっている。そのうちの10単位以上は学校による実践的な現場指導、まあ、ここがミソなんですけど、付属学校の積極的な活用をすることと、連携協力校を使った実習、中身はかなり継続的な教育実習がどうもその中身のようです。もちろん、教育実習に相当することだけではなく、事例研究とかフィールドワークとか、現場に密接にかかわりがある実践的な研究や指導、実習、そういうことが中心になると。それから、現職教員が学生となる場合があるんですけども、そのうちの10単位でも、その教育実習に相当する部分なんだと思うんですが、教職経験者すなわち現職教員が学生となったばあいは、たぶん免除されるのではないかということでございます。それから、専門職の実務家教員でございますけれども、これは、もちろん、学校教育を中心にですけども、医療現場や福祉など隣接分野も含めて4割以上。必ずしも何年勤めたかということではなくて、最低5年以上の専門的な実務経験を必要といたしますけど、それだけではなく、高度な実務能力が求められることになっております。それが具体的にどうなるかということはまだ分かっておりません。それから、カリキュラムの問題ですが、これは、理論と実践の融合ということが主要なテーマでございますので、領域的にすれば、教員免許法を施行するような内容になりますが、大体5つ位の領域の科目が全部開講されることになっております。まず1つ目が教育課程の編成史、それから教科等の指導方法、それから生徒指導教育相談、ここまでは学部のカリキュラムにあるんですけど、学級経営・学校経営、それから、学校教育と教員のあり方に関する科目の5領域の全て領域にわたる科目が開設される必要があるということです。それから、修業年限や理念ですが、学位が教職修士（専門職）。それから、基礎となる教員免許状を持っていない場合が想定されておりますので（まあ、学部が当然ベースになると思うんですけども）1年間の免許状の基礎となるものを持っていない人のための教職特別課程を設けるというようなかたちになっております。このことは田子先生ぐらい詳しい方はいらっしゃらないと思います。それで、たぶん設置をねらっているところでは、グループの

学校が一番問題になっていて、たとえばご存じの様に立命館や同志社が相次いで付属小学校を作っているという背景には、当該大学関係者から聞いてはおりませんが、たぶんそういう問題があるのかもしれませんが。その次、一番私たちに関わりが出てくる教員免許更新制の問題ですね。新聞報道では、ご存じの様に、最初の試案段階では、5年毎に更新するというものであったようですが、大学関係者というよりは、自治体が大変なことになりますので、特に国が国庫助成金を一方でカットすると言っておきながら、研修をやれというのはものすごい金がかかるものですから、『何言ってるんだ』ということで、かなり猛烈に自治体の教育委員会が反対しておりましたものですから、5年はどうもやめるといって、10年更新になった。簡単に言いますと、10年目に現職教員の研修が元々ありますので、それと関連させられるということ。それから、もう一つが、現在の教員について全部適用するというになると、労働組合が黙っていないということが出てきますので、そのところは玉虫色にしまして、これからは、教員の免許はそういう規定が設けられまして、今後採用になる教員を想定しているんだということになっているんですけど、どうも雰囲気的にはやっぱりちょっとおかしい、というか巻き返しというような雰囲気がちらちら隠れするような内容でございます。それから、なぜそうなのかと言いますと、一連の法令が改正されて、たとえば、この4月採用はない、その次の4月採用者あたりから適用しますと、来年の4月の大学入学生から起算してですね、単純に言いますと、この問題が出てくるのは15年後になって、実効性がないんじゃないとか、そういう問題に出てくることになり、逆にどうもそのことを種にして戻したいみたいな意見がちらちらしています。それから、試算しますと、全国で約500万～600万人が免許を更新しますので、国が面倒を見てくれればいいんですけど、面倒見なくて勝手に各都道府県の教育委員会がやらなきゃいけない訳ですから、それはどうということになるのかという問題が全然見通しが立っていない。それから、やるとすれば、更新制度をこういう風にやりますと認定講習会をやると。それで、10年ですから8年目か9年目かになりまして、更新前の1,2年を想定して大体2-3単位を取得しなければならない。それから講習の内容は教職実践演習というかたちでちらちらしている科目の内容をきちんと含むものという風になっております。ここからは、新聞報道でいろいろあると思うんですけど、更新の要件を満たさないと当然失効するんですけども、失効したとしても更新による再授与を可能とする。なぜかという、休職中だったということなんてありますので、もし失効したらその問題が発生しますので、そういうことにしたと。海外日本人学校なんかには派遣されているという場合があって、戻る訳にはいかないですから、そこで派遣できないなんていうまた別問題が発生しますので、そういうちょっと例外に関しては別対応です。その次に、複数の免許状を持っている方はどうすればいいのかということですけど、いちいちそれぞれについて更新の講習を受けなきゃならないという話になると大変です。ですから、見直しとしては一つの免許状を更新すれば他も自動的に更新できるシステムを作らなきゃいけないという話です。関連しまして、初任者研修、そしていろいろ議論はあるんですけど10年研

修の内容をこれに合わせて見直しをするということです。それから、一番問題なのは不適格教員の排除ということで一致しておりますので、教員の評価システムというのを作り直さなければいけない。ただ、一番問題なのはどういう客観的な基準でそういうことが判定できるのだろうかというのが口をそろえて言うところです。それから関連しまして、不適格な教員の排除ということが更新制の背後にあるということなんですけれども、その場合に当然その初期段階の大学における養成段階でのやり方ということも問われてくるので、いろいろ議論がある、教育実践演習(仮)1単位というふうにテレビで報道されておりますけど、2単位案もある。最低1単位だということが資料上言っておりますけども2単位になることもあります。新聞報道では、なんか、教職の意義等に関する科目、教職入門とか教師入門とかいろいろありますけど、あれを1単位にして、それを振り分けるのだとかいろいろありましたけれども、削る分には実際の間答申の中の文面ではないんですね。あれは朝日新聞が先行したのではないか、あるいは、そういう議論があったことではないのかと思います。それから、中身なんですけども、これはとにかく免許法施行規則の中の改正ここだけ、これが追加されるということなんですけれども、確実にやれるということなんじゃないかな。問題は、そんな1単位や2単位の科目で本当に不適格な教員なのか、資質がないのかどうかを客観的に判定できるかということ、それは大変難しい問題ですし、人権上の問題も孕みますのでそんなに簡単なことではないんじゃないかと。それで、ご存知のように全私教協の各大学に対してなんか反対の意見があったら出してくださいというようなことを、緊急のお手紙書かさせていただいたということです。それで、仮に教職実践演習というような問題が、これは4年次の後期に想定されているかと思っておりますけれども、教育実習を終えた段階で中を少しチェックして、要するに不適格と認定する学生についてはその単位は出さないことで免許を出さないということを強制されるかもしれませんけれど。内容的に4つありまして、これは、今求められております、教師の何が必要なのかということに絡んでくることでありまして、教員の使命や責任感あるいは、教育的愛情に関しての内容をチェックということ。まあ、これ、教育的愛情というのをどうやってチェックするか分からないんですけど、熱意があるかどうかですかね。これは、よくあることなんですけど、社会性の対人能力というのがやっぱり問題になるので、これが社会性がないとか、私みたいになんかちょっと引っ込み思案な人は教員になれないのでしょうか。そういうことがチェック項目です。それから、幼児・児童・生徒に関する理解、これが普通のことです。そして4つ目が当然、教科の指導力は問題になりまして、教科の指導能力が、こういうことが問われてそれが最後のまとめの4年次設置等々の演習科目として設置されてありまして、これが単位がクリアできなければ教員免許状がもらえない、それから、なおかつ、この単位を乱造して、ばらまいたらいけないかというシステムがつくられるのでしょうか。よく分からないんですけど。とにかく、個人的な素朴な疑問としては、客観的な基準でそんなこと1単位、2単位かということができるとかという問題が一番あります。確かに、教育実習なんかでトラブルを構える場合もあるんですけど、

トラブルを構えるって、学校現場が悪いってということもあるものですから、一概に『トラブルが起こったから、学生の質が悪い』というふうには言い切れないケースがあるんですけど、それがあつたらもう、この演習であなたは不適格とでも言うんでしょうか。ちょっとそんな簡単な問題ではなくって、やはり教職課程の全体としてこういうことは判断されるべき問題だし、今、単位が無理ですから途中でやめていく学生もいるわけだからそれで十分な気がしますよね。それから個人的には、この間、愛知県の介護等体験の説明会に私行ってきたんですけど、そこで言われたことがあって、何かというと、精神疾患とか発達障害とか、そういうのを持っている学生は出さないでくださいと。判定が難しいので、それでも出されちゃうと本人のためにならないから出さないでくださいと言われたんですけど、そんなことは教職担当者は把握しておりませんし、問題起こすと、そういうこともあると思うので大変危険な面というのわかりますけど、もしそういうことが進んできますと、たとえば過去に一回でも精神科の治療を受けていたら不適格と判定するとか、これだけ発達障害の人がだんだんと増えてきているけど、軽度の発達障害の人に、あなたは教員には向かないですからとでも言うんですかね。そんなことが法律上許されるのかどうかということですよ。疑問に思うんですけどね。そういうチェックして、やたら出さない歯止め科目を作れということが趣旨のようにも、こうした説明会の経験からすれば、思われますね。それから、もう一つ、大学設置申請で今年度いろいろトラブルがあつて、虚偽申告で株式会社立の大学院とか学部も含めて取り下げになった事件があつたのも関係しているんでしょう。教員養成の課程認定で不正な申請とかあるいは運用が発見された場合は、今後は認定取り消しと厳罰をもって臨む。そういうかたちで法令を整備するということを言っております、いろいろ問題が大きいのかなあと。ただし、事態がちょっとよく分からないので、どこかの段階でちょっと変なことをごり押ししておっしゃるんじゃないかなという懸念が一番問題になってくることだと思います。ちょっとしゃべりすぎてしまいましたが、間違っているところもあるかと思いますが、どうでしょうか。田子先生、後で調整していただきたいと思います。以上です。

司会：ありがとうございます。続けて田子さん、やっけていただいてよろしいですか。じゃあ、質問等を今、宮川さんのところだけ出していただきましょう。どうでしょうか。

宮川：教職実践演習に関しましては…その後に載ってる資料なんですけど、まだご覧になっておられないかもしれませんが。

司会：質問はいかがでしょうか。…概要と説明の1のところ、法令を改正し、すべての大学に再課程認定の通知をするということになっていますが、法令化の時期というのはどこかで指摘されたんですか。

宮川：それは、まず最終答申が出ます。たぶん4月ぐらいの見込みですが、いきなり今月の終わりに出ちゃうかもしれませんけれど、いちおう3月下旬頃を想定しているということで。実際には、4月以降になるかもしれませんが、それが出たところで、すぐに法令改正になるでしょうね。

司会：2006年ということですね。

宮川：その後は何も言ってなかったんですけど、要するに科目を一つ追加しろという話でございまして、たぶん、年度内にいきなり再課程認定の通知がくるぐらいのことはありえます。

司会：2006年度中にですか。

宮川：いきなりかもしれません。

司会：6月に来て、再課程認定の締め切りは9月ですから、3ヶ月では科目の新設はむりでしょう。(笑)

宮川：普通はそうですよ。例えば、「教職実践演習」という名称をつけて1単位にし、シラバスと担当者つけて出せばいいというふうに簡便にやるかもしれません。

司会：ただ、特に教職実践演習については、内容についても先ほど説明があったような内容を含まなければいけないですし、現職経験教員とチームを組んでやれとかいう部分もありますよね。そうすると、ある程度は非常勤であれ教員も確保しなきゃいけないですよね。それに演習ですから1クラス20名程度ということで、かなりのクラス数を設置しなくてはなりません。しかも必修科目です。すると、教職課程カリキュラムに単純に1科目1単位追加すれば済むという問題ではないでしょう。いきなり2006年度中にやれというのは無理なんじゃないかなという印象もあるんですが、やれるんですかね。

宮川：4年次に開講するわけですから、しばらく時間はありますから、いいだろうという話でいくかもしれません。

司会：そこところが一番、われわれにとっては頭の痛いところです。再課程認定でその科目だけチェックするのでしょうか。

フロアA：再課程認定ということになりますと、全体をやっぱりチェックしてくれという考え方もあるんでしょうね。

フロアB：理念上はすべてでしょうね。

宮川：指摘したい大学のリストを持っているでしょう。今までも、全然関係のない学部の申請書類を見て、教職内容がおかしいと指摘することがあります。おそらく、出してくれれば受け取りますということぐらいの体制でやるんだけれども、それ出させておいて途中の段階でチェックするんでしょう。のんびりした雰囲気ではないんですね。要するに1単位や2単位の科目だからできるという感じですね。しかし、実際問題としては、演習だからやるとしても、本当にチェックできるかどうかですね。学生に「あなたは向いてないからもうやめなさい」というようなことを言い出したら、教職課程そのものの自殺行為でしょう。

司会：ほかに何かご質問はよろしいですか。ここはもう後でまた議論になるかと思います。それでは次に、田子先生、お願いします。

田子：ただいま、宮川先生からお話していただいたとおり、昨年12月の関私教協・東実協の研究会で、文科省の伊藤さんと東京学芸大学教員養成カリキュラム開発センターの岩田さん、今の制度改革のアイデアを出している方のおひとりなのですが、それから私が私立大学の

立場で話をしてくれということでしたので、報告をいたしました。そこでの議論も踏まえて、今日はお話をさせていただきます。

今回の教員免許更新制と教職大学院を中心とした改革は、最短距離でいくと2007年、少し伸びても2008年から実施を見込んでいるもので、過去2回の教員養成制度の改革が比較的免許法の枠のなかでの改革であったのに対して、教員養成と教育の構造改革、例えば、義務教育の構造改革ということが言われていますし、それから、もっと広く高等教育の改革の問題もあるという、教育制度改革全体との連動ということがかなり大きなテーマになってきていると思われます。こうした制度的な改革というのは、これに関わる人々の意識の改革、意識の変化ということに伴わなければ実現できないことで、そういう意味で、文科省が今一番気にしていることは、教育改革全体の問題に対して、教員養成の関係者がどれだけ自分たちの仕事と関連して考えてくれているか、ということだろうと思います。われわれは大学で教職課程の教育をしているわけなので、どちらかというと言語法の枠のなかで考えることには頭が働くのですが、今回は少し、幅を広げて考えてみると、言われていることの中身が理解しやすい、そういうことであるかもしれません。

さて、今日お配りした2枚の資料のうちの1枚、表になっておりますので、これをみていただきたいと思います。これ、文科省HPからいただいていたもので、すでにご覧になっている方もいらっしゃるかと思いますが、今申しました義務教育の構造改革についてまとめている部分の一部です(文部科学省「教育改革のための重点行動計画」2006年1月17日)。「義務教育の構造改革」—その戦略として4つの柱が掲げられているのですが、このなかの「戦略2 教師に対する揺るぎない信頼を確立する」が、本日のお話が一番関係のあるところ。専門性、人間性ということに加えて、信頼性、安心感という第3のキーワードが登場してきて、信頼性、安心感を確立する、それが専門性、人間性の土台であるという考え方だと思います。この戦略2には、項目が大きく2つほどございますけれど、はじめに「教員養成・免許制度の改革」、ついで「教員評価の改善・充実、多様な人材の学校教育への登用」からなります。

まず、「教員養成・免許制度の改革」では、今回の中間報告のなかに出てきていることですが、「教職課程の質的水準の向上」、「『教職大学院』制度を創設」、「『教員免許更新制』を導入」、「採用、現職研修の改善・充実」という4点、そして「教員評価の改善・充実、多様な人材の学校教育への登用」では、教員評価システム、指導力不足教員への対応などが方策として書かれております。今日は、免許制度の問題が中心の議論になると思いますので、教員評価その他のことはちょっとまた別の機会にいたしまして、これら4点についてどのようにこの中間報告が述べているのか、併せて12月の東京での会議の時に文科省からどんな説明があって、それは報告を理解するうえで、どのような意味を持つのか、ということについて、じっくり考えてみたいと思います。先般、内閣府で行った「学校制度に関する保護者アンケート」調査(2005年9月)をみても、保護者の教育の現状に対する意識というものは、非常に厳し

いものがあります。そのなかには、教職課程についての評価という項目（「Q 14 教員免許のための教職課程を経ていることが、教員の資質向上に役立っていると思われませんか」）も含まれているのですが、最低の評価よりは一段上程度というか、その程度のもの（回答者 1270 名の 2.0% のみが「大いに役立っている」と答え、「役立っている」37.2% を加えても肯定的評価は半数に届かない）。もちろん、教員の不祥事だけが信頼性のいわれる原因ではありませんし、教育水準全体への信頼性ということが一番大きな問題なのですから、こうした評価にみるような親、国民の意識に対して、最初、今回の中教審の議論が始まる時には、現職も含めた免許更新制ということが一番大きな関心になっていて、新聞やテレビもそうしたところに焦点をあてて審議の方向をとらえていた、そういう内容のものが多かったわけで、その情報のみが頭にインプットされていると、今回の中間報告にみる教職課程改革というものがなかなか理解できないわけです。その後、中教審での議論を通じて、問題が反転しまして、更新制を行うとすれば、教職課程の改革が第一だという、そういう議論に変わってきている点に注目しなければなりません。

教職課程改革が一番重要だということの理由には、現在の教職課程が教員としての資質能力の全体を確認していないという審議会での判断があるようです。もちろん、それを鵜呑みにするかどうかということは全く別の問題ですが、そういう認識・評価があって、これに対して、教職課程が資質能力の確認ということを行った上で、免許の授与というところに踏み切る、そういう流れができた場合には、免許所有者に対して、免許更新制ということは適用できるだろう、というロジックにしたのです。それで、そうしますと、教員として最小限必要な資質能力を身につけさせていることが、教職課程のテーマだという主張が可能になります。

では、最小限必要な資質能力というものがどの程度のものかということですが、これは、中間報告その他にも、いろいろな書き方がありますが、新任教員として教壇に立って、まあまあまず、45 分から 50 分の授業が普通にできる。生徒とコミュニケーションを交わすことができる。ちゃんと子どもたちとお話ができる。そして、お父さん・お母さん、同僚の先生たちとも共同して学校の教育ということを考えていくことができるというそういう力だといえます。われわれがイメージするものとそう変わりありませんが、それがそれぞれに身につけていなければ、教員としての資質能力を持っているとは言えないというそういう見方です。別のところには、教育活動に著しく支障がないとも表現されていまして、そういう見方からすると具体的な理解が難しいですが、大体、いま述べたようなことを求めているとひとまずとらえておきましょう。その場合に、免許を取得して卒業する学生たちが、現在、こうした資質能力を持っているのかということについて、大学は全体として把握していないという認識です。中間報告がどう記しているかということ、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」の単位の認定を受け、その単位数の合計でもって免許が取得できる現行の仕組みでは、教員としての（教員となる）資質能力の全体ということは把握できていないとい

うとらえ方です。

教員としての適格性判断までを求めている訳ではないのだが、今までの「教科に関する科目」、「教職に関する科目」は、縦方向のひとつひとつの専門的領域に関する授業であったとすれば、今回提起された唯一の新科目である「教職実践演習」というのは、横方向に、それまで縦方向で専門的に学んできていることがらを全体として総合ないし統合するという能力の育成ということに取り組んでほしい。そのことを行うことによって、いよいよ教職課程の修了ということになるのではないかという考え方です。

また、こうした新しい教職課程の目的を具体化する方法として、「教職指導」という概念を導入し、それぞれの課程認定大学における教職課程運営に責任を持つ組織の性格づけを新たに行いたいということがあります。この「教職指導」というのは、もちろん単位で示される授業というわけではありません。要するに、その大学が日常的に教職課程運営をしているかどうか、この「教職指導」というところに含まれるものは、端的に言って、大学カリキュラムの一環として教職課程カリキュラムの運営ということがきちんとおこなわれているかどうかということで、学長または学部長を長とするカリキュラム委員会を設置して、「教職指導」に責任を持つ体制を置くということ、法令上、明らかにしたい。これが、教職課程の外部的事業評価制度への対応なども行うということでしょう。つまり、「教育実践演習」そのものは、単位数でいうと1単位や2単位かその程度のものなのですが、「教育実習」と「教職実践演習」というものが、結びつきの深い科目として提案されているように感じます。「教職指導」として、日常行っていることの仕上げが「教育実習」であり「教職実践演習」になるということですね。この演習については、大学全体の取り組み、教職経験者を含む複数の指導であるとか、そうしたことを求めるなどのことも書かれていますけれども、具体的にその内容としては、横方向のということで、先ほど示していただいたイメージの図にあるような事がらを中心に、だんだん詰められていくでしょう。繰り返しになりますが、私たちはこれから、こうした教職課程のカリキュラムやその単位数の増減であるとか、新しい授業の開設ということに関心は向かうわけですが、実はその土台にある教職課程のあり方ということが、今回相当に重要な事がらになって来ているように思います。

次に、教職大学院のほうに話を進めたいと思います。今回の中間報告のなかで、この教職大学院に関わって、いわゆる開放制の原則ということについての議論があるのですが、これは原則堅持すると明記されておりまして、養成について、大学が主体として行うということに変更があるものではありません。そのなかで、教職大学院は、どういう位置づけかということ、開放制の教員養成のなかでもっとも新しい、現在は出来たとしたら、先端的であるけれども、将来的にはこれが主流になっていくような、開放制教員養成制度、教職課程のですね、モデルなのだ、という書き方です。それで、この中間報告が、答申になって、免許法が改正をされた場合、専門職大学院設置基準に基づいた教職大学院というものが、法に規定されるということになってくるとは思います。修得必要単位45単位と言われていて、

これは今の30単位に比べると1.5倍化するのですけれど、これは先ほどお話がありましたように、実習の科目とかがあって、単位数が増えていると考えられますが、このあたり、まさに単位数自体が大きな問題だと思います。この教職大学院が設置されることになると、既存の大学院の専修免許課程、それから専門職大学院設置基準をもとに教職大学院としての基準を満たす大学院、それからもうひとつは、必ずしも教職大学院のカテゴリーに入らない、その大学が独自に設置する専門職大学院で教職関係のものという2種類の専門職大学院ができることとなり、合計で3種類の大学院が存在するようになっていくと予想されます。それでは、ここで学習・研究をする人とは、誰を対象としているのかということなのですが、これはやはり現職の教員がここにやってきて学ぶということがひとつ大きな支柱というか、進学する人の主たる対象ということなるのは、想定上は当然のことで、ついで、学部卒業者・その他社会人でしょう。1学年を50名程度の定員として考えた場合に、教員数は11名以上の専任教員が必要になりまして、移行措置期間のあいだは、学部の教職課程担当の専任教員とダブルカウントが可能ですが、移行措置が終了しますと、別々に専任教員が必要ということになります。11名以上の専任教員のうち、実務家教員が4割以上必要とされますけれども、「みなし専任」制度がありますので、実際の実人数はもう少し少なくても可能だと思います。専門職大学院制度一般がですね、実務家教員が3割以上という規定になっていますので、これは教職大学院に特例の規定となると思います。設置基準の特例を定めないと、これは実施できないと思いますけれども、聞いたところでは、文科省のほうから4割以上ではという提案があって、それがそのまま通ったようです。ただ実務家というのは、実際に教員、現場の教員だけを言っているのではなくて、先ほどのような幅広い範囲の専門家をさしています。

こういうことが教職大学院として浮上ってきていまして、学部の教職課程の改革は、免許更新制と教職大学院の設置ということの土台となり、また互いに連携していることだと思われる。先行して、今年度予備校が母体となって、教職の専門職大学院が専門職大学院設置基準を基にしてすでにできあがってきていまして、そういうところでは、昨今の規制改革といえますか、民間の活力の導入ということが、この領域でも先んじて行われている雰囲気があります。これに対して、文科省が実際にイメージしている教職大学院は、ほとんどが国立大学法人の教員養成系大学の上に見える教職大学院、あの、今ある専修課程の大学院を変えていくということのイメージのようでありまして、さて実際はこれからどうなりますか。もちろん、養成系に限るといことはどこにも書いてあるわけではなくて、私立を含めて、教職大学院を設置するということは、十分期待されていることだと思います。

それでは、教職大学院について、教育現場がどれくらい理解しているかということでは、現職の先生が実際この教職大学院に進学したいと思っているかどうか、という調査は恐らくまだないと思いますが、個別、個々の先生に聞いてみるところでは、ほとんど進学の意欲というものはありません（私が聞いた範囲でのこと、これは大学院一般への進学とは別）。文

科省が教職大学院を法制度的に整備し、それぞれの大学が設置したとして、任命権者である都道府県教育委員会が教職大学院修了者に対して、処遇の上乗せをするということについては、文科省は求める権限はないということで、そのあたりが逆に現場サイドで見ると、教職大学院に行って何らかのメリットがあるのかということになっているようです。現状では、法科大学院のような司法制度改革と関連した大学院設置のような必須の課題ということとは様子が異なっていて、実際、一人ひとりの教員からみて、免許要件は一種免許で満たしているということにおいて、何を学び、何のメリットがあるのかということについては、あまり議論ができていないこともあり、関心はまだ高くないというのが実際ではないかと思います。学位はアメリカに倣ってかどうか、新しい学位名称によるのですけれども、単位数が違うのに、同じ専修免許というよび名で免許を与えるということについては、これは、私はあまり適当なことではないと思っていますけども、理由は、両方とも修士課程だからということなのですね（笑）。見方を変えればちょっとその辺は議論の余地があるのではないかなと思います。

それから、この教職大学院が出てくることによって、認証評価制度、これは専門職大学院に特有のものですが（認証評価一般は今日大学全体の問題にもなっていますけれども）、大学院について教育が適切に行われているかどうかの認証評価の問題が、重要な検討課題になる。先行している法科大学院などは、これは認証評価機関が複数すでにできていて、初年度実際に行われているケースもありますので、ご承知の方もいらっしゃると思います。教職大学院の場合に、この認証評価という大学院を設置した最後のまとめの部分のところまで、当事者が自主的にこれを行なっていくことができるのかどうか。相当の熱意や努力がなければ、実を結ばないことになってくるのだらうと思いますけれども、果たしてこれはいかがということでございます。

最後に、免許の更新制について少しだけ付け加えておきますと、免許更新制の所定の講習の主催者は、教委のほか、主として大学が想定されていて、今までのような認定講習のようなものよりも、もっと大学が卒業生に対して、主体的に関わっていくような、そういう講習をどうもイメージをされているようです。教職に就いている人が小学校から高校までで130万人くらいで、ペーパーティーチャーになっている人がどれくらいいるのか、500万か600万というのは、12月の会合の時に文科省の伊藤さんが話されていた予想の数字ですが、実際にはこれは、計算してみればもっと多いことになるだらうと思いますね。それに、実際その運転免許でもそうですけれど、70歳はまだしも、80歳の免許の更新っていうのは一体どうなのかということがありながら、しかし、免許を持っているということが生き甲斐になっている人も多いわけですから、従来になく裾野が広い制度を創る場合には、予想以上に難しい問題がある。ですから、法制、法律論として言えば、実際これから免許を取得する人に対してしか、免許更新制は適用できないというのが主流の考え方だと思いますし、これはこれで納得のいく考え方であるのですが、社会的に現職に適用しないことを許さない意識も

ありまして、なかなかその打ち出し方を考えていくと言いますかね、そこが大変に難しいところだと思います。現場サイドでは、分限懲戒制度の正しい運用、それから初任者研修の期間に的確に教員としての資質を見抜くということが一番の課題だと、次第に議論は煮詰まってきていると思いますけれど、免許更新制、一番ゆるやかな制度であっても、これから免許を取る者に対しては、10年というサイクルで更新が行われるという、そういう制度が発足することは確実だということです。まだいろいろ話足りないところはあるのですが、ちょっとこのへんでひとまず区切らせていただきまして、また後でということにさせていただきます。

司会：どうもありがとうございました。それではいちおう田子先生のお話のところにもいくつか先に質問を受けまして、それから全体的な問題についての議論に移っていきたいと思います。今の報告に質問ありますでしょうか。……一番最初に田子先生がおっしゃったように、大学の中で教職課程を担当している者から見ると、こういう問題は免許法の枠内で考えていくというのが習性になっているんだけど、それを出た教育改革の構造改革全体という面からやはり考えるべきだという指摘がありました。文科省の担当官もそういう様な話し方で説明をしたわけですか。

田子：そうです。ちょうど、当日の記録を起こしたものが送られてきていまして、27ページ分。文科省の伊藤さんが説明しているところを読んでも、そういうニュアンスがあります。

司会：岩田さんを含めた国立大学法人の方は割合その辺のところは似てるのかなと思ったけど、われわれはあまりそこまでは正直な話、認識してなかったような気がします。私大関係者の集まりということで、そのへんのところで何か当日は、今のようなその大きな枠組みは質問とか議論はなかったんでしょうか。

田子：やはり私立大学教職課程の会合でしたから、この大きな枠組みに関する関心は、あまり示されなかったと記憶しています。それよりも、1科目新設の意味や、相当に数の多い課程認定大学に対して、再課程認定をこの1科目のためにやるということは、無駄なんじゃないでしょうかというような疑問も出されていました。

司会：他はいかがでしょうか。

フロアA：たぶん関連しますが、その教職実践演習は大学全体で取り組みということだと、再課程認定もそういう体制でこれが入り入れられているということがチェックが入ることですか。そういうことになりますか。つまり、われわれ一緒だったら、この科目担当者をつけて申請すればいいというふうに考えがちなんですけど、大学全体の中で教職課程あるいはこの演習の運営が位置づけ直されているところを証明しないとだめだと、そこまで広がるのでしょうか。

田子：私なりに考えますと、「教職指導」という体制が、法令上求める項目になるということなので、作成する書類的なイメージから言いますと、教員組織を書いていたところに教職指導の組織図といいますか、そういうものを加えるようなことになるのでは。それと実際の「教

職実践演習」の科目の実施との対応関係とか、そうしたことを説明するというようなことは必要になるかもしれないですね。

フロアA：かなり、意識的な改革が必要であるというようなニュアンスをお聞きしているのですが。たとえば、今まで開放制でございまして、免許制度の中で決められた単位があって、その単位を積み重ねていけば、いわゆる教職の免許をとれるんだというふうな考え方であったものが、日々それに対して学生指導だとかですかねえ、すでに一部にはそういうことをやれというふうな最近の課程認定上の書類ですと、どういう指導をしているんだというふうなことについてのA4一枚程度のペーパーがあるわけですが、それをより踏み込んできているということになりますと、大学において教職課程を置いてるんだというだけの認識では、いろいろお話を聞いておりますと対応できない、学長を中心にしてということになってまいりまして、教職課程を持つ大学はかなりその辺の意識改革を行う必要があるという中教審報告ですね、それはいわゆる構造改革の問題で単に単位の問題ではないというふうなことがあると考えるというふうな点があるような気がするんですが。

田子：おっしゃるとおりだと思います。一番初歩的なことと言ったら、学長に教職課程カリキュラム委員会の委員長になってくれといたら、あまり気が進まないというケースだって、実際はあるでしょう。そういう大学に対しては、教職課程を置くかどうかということは、大学でよく考えてくれと、そうなるわけです。難しいですね。

司会：ただ、先ほどの問題とは関係しますけど、そこまで含めて、先ほどの課程認定を考えるとすると、数ヶ月でやれというのは実際にはなかなか難しいんじゃないですか（笑）。

フロアB：そうですね、機構改革が必要になりますからね。

司会：一切を放り出して、それでやれっていうわけにはいかないような感じがします。

田子：全私教協からは反対に近い立場で意見を挙げてくれというふうなことも出ています。私もそういうふうに出てくる理由も分かりますが、構造改革といいますか、こういう問題で言うと、その教職大学院制度がやっぱり一番大きな目玉なんです。これがあってそれで初めて教職課程が存在するという方向に、15年か20年までは行かなくても10年か15年くらいの幅で考えると、だんだんそういう方向に進んでいくその最初の舵取りというか、第一歩が今の時期だと思います。教職大学院があって学部の教職課程がある、さらに教育・社会との接点では、大学が免許更新制に対する講習を主催する。カリキュラム委員会はそうしたことを話して大学が決定をしていくための委員会になる。そういうことだと思います。

司会：最初に田子さんが指摘された、急にこういう教職課程・養成側の方に振ってくるというふうなことが出てきたわけではなく、それが出てくる論理はあるんですね。更新制をやろうと思ったら、その基がきちんとできているかというのは当然の話ですよ。今の話を聞くと、腑に落ちるところは確かにあります。宮川先生、田子先生から12月10日のシンポジウムについては、ご報告いただきましたので、少しもうちょっと具体的な論点について、もう少し突っ込んだ質問やご意見、それから、どういう風に対応していくかというふうなところを少

し話を進めたいと思います。さらにもう少しつっこんだ論点で何かご質問なり、ご意見があるかたいらっしゃいますでしょうか。

フロアC：教職実践演習というのを4年生の後期というようなお話がございましたが、大体そのあたりを設定というような話がなされたんですか。

宮川：単位認定の話ではないんですけど、やはり教育実習を終えた後の全体的なまとめという位置づけになります。具体的に4年後期とは言っておりませんが、通常の教育実習がいつ行われているかということ想定しますと、自動的に4年後期になります。そうしますと、他の単位ですと落としても来年やり直しが効くんですけど、これは効かない科目になるわけです。

フロアC：教育実習まで終えてしまってそのあと学内でだめだと言うのはなかなか難しいですね。

宮川：それから、一見すると教職実践演習に縛られているみたいですが、そうではなくて、教職に関する科目の他にそうものあり方を見直すというようなことがどうも見え隠れするんですね。そこをどういうふうにやっているかのチェックやり始めますとね。個人的には、そこのところガリンクしちゃうんじゃないかというふうに思います。

司会：そういうようなお話は、シンポジウムでは出たんですか。

田子：私立大学とは言いませんけど、昨今、教職課程の中には、自覚が不足していて、内容的にも十分ではない教職課程というものが時折見受けられる。中間報告にも書いてあって、そこでは、かなり一般的なことと指摘しています。私はこの記述は削除すべきと思っているんですけど。いかなる分野でも、そういう風を書く報告というのは、見たことがないので。しかし見方としてはそういう見方があって、それを今までは、課程認定を行う文科省からもチェックするには限界があったので、認証評価その他、それを行えるような仕組みを作りたいというのが本当のところだと思うんですね。

司会：先ほどの田子先生のお話のところで認証評価の問題がでてきました。大学でも認証評価を受けますね。教職課程についての認証評価は大学の教育システムの中でやるのでしょうか。教職課程カリキュラムは大学のカリキュラムの中でもちょっとはずれているところなんですよ。大学教育、非常に自由化されてきたので、その反面、質の保証のために認証評価を受けるといふかたちになっています。逆に教職課程カリキュラムは法令でがっちり決められているわけで、だからこそ課程認定つまり許認可を受けているわけなんです。にもかかわらず、認証評価をというものは整合性があるかどうかということに疑問があるところなんです。

田子：その辺は、12月の時もフロアから質問出ていたんですね。要するに、その、大学設置基準の改革の方向性っていうか、教職課程もそれに習おうとすると、これほど形式的にも厳密性を持って課程認定を行うという仕組みでなくて、教職課程を置くと言いますかね、要するに他の学部と同じ考え方になって、それぞれの大学が教育心理学や教科・教育法についての科目を自由というか任意において、結局それがあの国家試験制度のような制度とリンクし

ないと、法学部の司法試験のようなようなものを作らないと完全に自由にはできないと思いますけれども。そういうふうになってくる場合には、認証評価制度というのは、十分機能すると思いますが、現在の様にスタートラインが規制されていて、それで自由な活動をやってということにはなかなかかなりにくいので、論理的に考えた場合には、許認可と認証評価が、許認可だけは変わらないのに認証評価制度だけ入れるというのは、これはやっぱりあり得ないことだと思うんですね。本気になってこれを行う当事者が生まれないと思うんですね。誰が認証評価団体のリーダーになるか。たぶん形式的には、教大協とか、国立はそうなるし、私立大学なんて、もしかしたら、全私教協認証評価機構とかですね、そういうようなものをつくることになると思いますよ、本当にやるとしたらだけど。作ったとしても、最初に全部芝が刈られているのに、生え方を見たって、同じ山だったら伸びるのほとんど同じですよ。だから、独自の認証評価制度を作るのか、大学基準協会とかそういう他のところでやってるものが、活用できるんだったら、それでもよい。こういうようなことでもいい、ということを行っているんですね。

フロアD：更新制の問題では、大学の養成に問題があるというお話なんですけど、どういうかたちが具体的に想定されるんですか。大学で何をやれと言うんですか。これには実務家教員、つまり現場でもう実際に働いている先生も更新に来ることになりますね。

田子：10年というサイクルで更新をするんですけども、10年目にいっぺんに更新するのではなくて、たとえば7年目とか8年目からですね、10年目までの間に、時間数でいうと30時間程度。単位数で言うと、2単位数程度が目安ですけど、2単位数分ぐらいの講義を、たとえば大学の講義ですと全部で15回ですけども、それが連続して通常の講義だとありますけども、現場の先生方が参加しやすいように、何回かに区切って、これはたぶんですよ、私の想像ですけど、何回かに区切ったものを大学が開設して、それに対して、対象となる方に参加してもらおう。実際にはこれが自分の大学で、10年前に卒業した学生に対して、面倒を見ていくっていうのが毎年行われるというイメージだと思います。それでその、授業として20時間か30時間行うものの内容なんですけども、現在言われているのが、その人がその当時、教職課程で学んだことに対してその後の免許法の改正で教職課程に新しくおかれた科目、この内容については、第一に取り扱ってほしい。これがまず一つですね。それからもう一つは、教員としての基本的な資質能力ということで、意識・意志の問題、教師としてこれからもやっていくということに対して、大学でリフレッシュしてですね、新しくやる気を持つと、そういう意識の面が一つ。少なくとも、なんと申しますか、教科指導でたとえば英語の先生が、英語の先生としての専門性を鍛えていくことをこの更新制のその講習の中でですね、やるということは考えているのかどうか…。だから、ちょっとそこでは、世間の求めているものと言いましょか、そういうのはちょっとずれているかなというところはありますけどね。中間報告などが書いているところで一番わかりやすいのは、その免許を取得した後に教職課程の置かれた科目についての授業というそういうことですね。

フロアU：大学で授業をする先生っていうのは、現場をよく知らないといけないということなんでしょうか。どういう人が学校の先生にいいんでしょうか。むしろ、現場のことは生徒の方がよく知ってますよ。

司会：そうですね。

田子：ですから、免許法として大学に置かれる授業科目の内容についてということですよ。その大学で授業を担当する方を中心にして講習を設定する、そう書いてあります。

司会：いまの御指摘は、現職で10年やってきた方のほうが、われわれよりもよく現状を知っているはずだということですよ。(笑)

フロアS：途中で課程認定が、再課程認定があって、免許が変わって新しく設置された科目の担当者がやってることを、10年前の卒業生がもう一回聞けば、今言われた内容が担保されますよね。田子さんが言われた、10年前にはなかった科目、その後設置された科目についてその担当者がやってることを過去それを聞いたことない人が聞けば、それでいいということになりますよね。形式的には、要するに大学でやってることを、もう一回昔の学生に聞かせると。それだけのことになりませんか。

田子：それと講習への参加そのものが評価のポイントでしょうか。出席をしていて認定されないということがあり得るかどうかということは、これもわからないですね。

司会：大学の講義でも認定講習でも同じなんですけどね、よほどのことがないと落とすというのは難しい。

フロアS：そうすると講義形式の授業だけじゃなくて、実際に実技その他を含むものになるんでしょうか。われわれも相当講義方法の工夫が求められますね。今後文科省から実施側の大学への、このあたりの情報提供を求めたいですね。

フロアE：それ自体がね、普通の大学とは限らないわけですよ。本当のねらいは、専門職大学院なりどこかに集中してやられるかもしれません。

フロアF：専門職大学院がその免許更新制に関わるということはないですか。

フロアE：むしろ、そこに関わらせるといふ趣旨が見え隠れするんじゃないでしょうか。ただ、それぞれバラバラのことになっていて、今は表面的にはつながってないんだけど、結局は専門職大学院はもしくはそれに類似するものを持ってないところは現職教員の指導とかは体制上難しいのではないのでしょうか。

田子：さきほどのちょっと私の言ったところで言うと、教職大学院が開放制の教員養成のモデルになってますよね。全体を規定するというか、それによって個々のシステムが整われていくということにしますと、それはもちろん講習の実施機関としてその教職大学院がかなり多くの受講者を集めて、そこでカバーしきれない場合、それぞれの大学が行うとかいろいろなことが考えられていくんだと思いますけど、現在のところでは、免許更新制の点で主催の大学をどこかに限定するかそういうことは文面上は書かれてはいないんですよ。

司会：先ず指摘されたことのくりかえしになりますが、20時間から30時間で2単位としても

科目数に限定はあるんですか。こちらの方を見てもそこまでは書いてないんだけど。

田子：科目とかそういうのはまだ出てないです。

司会：それだけでいいんですか。

田子：私も、ちょっと言ったんですけど、10年毎にやるのに2単位じゃちょっと少なすぎるからもっとやれって言ったんですけども…。

司会：すると運転免許証の講習会みたいな感じですね。

田子：だから本当に運転免許みたいな話ではいけないんで、どうするんだと言ったんです。

司会：運転免許は運転しないで5年間無事故だとゴールド免許になります（笑）。

田子：要するに、その研修ということと更新制ということが異なる仕組みだと言うことを考えると、研修というのは現在仕事をしている上での職能の成長・発展ということであるのに対して、更新制というのは免許の基本ですから、免許取得したとき以降に教職課程に置かれた科目について大学として講義を行って、その講習を受講した人に対して、免許更新のために認定するという、その棲み分けはあるんだと思います。

宮川：専修免許を作ったときのもともと趣旨というのが、2種免許はほんとうに仮免許みたいなものだから、2種を1種にして、1種の人も専修にしなさいという方向性があったんです。けれども、幼稚園の現職教員を見えますと、2種免許状のままが7割、それから専修免許状に関して言いますと高等学校だと2割ぐらい。ところが、小学校では6%にとどまっているという。せっかく専修免許状を設けたのにもかかわらず、趣旨が生かされていないという。

司会：上進していないということですね。

宮川：だから、その問題を解決するためには、専門職大学院を作り、それからそれにリンクさせるかたちで免許更新制度を導入しなければならないというのが核になりますね。

フロアF：わけのわからない準備不足な案がいろいろ出ているんですけど、この背景はあるんですか。師範学校のような、ああいう制度の開放制を狭めていくような方向があるんでしょうか。

田子：開放制ということが、その意味として有効な期間というのは戦後いくらかの期間であったと思います。現在、その開放制というのは教員養成制度の構造を示すものに過ぎないわけで、結局、戦後に免許制度ができた頃と現在とでは、大学数も大きく変化しているし、教職を志望する人の意識も変わっているし、教育の現実も変わっている。だから、もう全部が変わってしまっているものに対して、これからどういう制度を再設計するかということですが、こういう制度改革はいままでやったことがないんですね。そういうことだから、結局いろんな案が出てくるということになってきています。一番の問題は、全体をとりまとめて政策のアイデアを出すという機関がない。また、それを置くかどうかということもいろんな問題があって、日本社会ではなかなか難しい。それともうひとつは、文科省自体が構造改革ということを行っています。これは文科省のアイデアはあるけれど、出所は文科省ではな

いわけですよね。それはやっぱり、現在の社会制度改革全体をリードしている組織といえますか、そこから出てきているアイデアで、教育制度改革が揺さぶられているわけで、私は、どっちがいいということはここでは言いませんけれども、免許制度もその土台になっているところを揺さぶられているというそういう現実があるわけです。もうほとんど今までの制度は、現実的有効性というか、それがそのままでは社会的には認められない状態になってきている。かなり厳しく言いますとそういうことだと思います。われわれは教職課程で免許の基礎資格を出していますから、教員免許に対して一定の信頼感を持っている訳ですけど、実際には塾で講師をやっている人で免許もってなくなつてうまい授業をやっている人がいっぱいいるじゃないかという現実を横で見せられてしまうと、われわれもたじろぐわけですね。そういうことに対して、これからの時代は免許制度を改善する立場から、大学側もアイデアを出していかななくてはならない。教師の需要が全国で1000人であれば、私も規制改革の提案にある、無免許であっても優れた人が教師になっていくように事後的に免許を認めるという制度でもいいと思います。けれども実際には日本に教員が130万人もいるわけで、その人々に対して全体の資質、能力を確保して形成していくためには、やっぱり免許制度というものがなければ全体をまとめていくということが難しい。その点では文科省もずいぶん防戦して、教員免許制度を維持していく形をとっているわけですから、そのところでは、応援すべきものは応援して、しかしなお私立大学で可能な方法をとってもらわないといけませんから。実際に養成を行っているのは大学という場所ですが、その大学という場所が教員養成だけやっているわけじゃない。教員養成だけやっている大学じゃないんだけど、その大学での教員養成が可能なくみを作っていかななくては。いいことはずいぶん言ったが、実際にはその免許を取る人がほとんどいなくなってしまうでは困るわけで、一番今、現実的に学生たちがやる気を持っていくようなそういう雰囲気を残しながら、しかしなお、いままでよりは、これからの教育に対して有効な免許制度を残していくということを実際に考えていかなければならない。つまり、その大学でこうした発想をもとに、大学としての方針を考える仕組みがカリキュラム委員会だと思います。

司会：大学全体で教職課程カリキュラム委員会という提案がでていますが、昨年、文科省から教育実習についての成績判定をどうするかたちでやっているかというアンケートが来ました。カリキュラム委員会とは言いませんけれども、それにあたるような判定委員会のようなものをつくって単位認定をしているか、そういうものをつくる予定があるのかという質問でした。そういう方向を考えているなということも感じました。正直な話、自分の大学でもそういうものが必要になってきたなという実感が無いわけではないんです。学生の質的な維持をはかっていくためには、そういうものがないとなかなかやりにくいところがあるんですね。ただ、宮川さんが指摘されたのとまったく同じ問題を抱えまして、客観的で妥当性のある判定というのをどうやってやるかはなかなか難しいんですね。それと、もうひとつ田子さんにお聞きしたいんだけど、全体的に教職課程プロパーの資質能力というところに偏

りすぎているんじゃないかなという印象を受けるんです。もちろん教員に対する信頼性を高めるという面があるんだけど、大学でやってきたさまざまな学問、大学だけとは限りませんが何らかの学問的ベースがない限り教員の資質能力への信頼性はないと思っているんだけど、その指摘があまりないことに不満なんです。こういう答申っていつもそうなんだけど。

田子：よく言えば、中教審の議論っていうのは、大学で学問をするということが前提になっているので、それを否定はしてないわけだけでも、それが文字になってこない。文字になってこない、新しい仕組みを考える場合にそれが生きてこないということなんで、それを大学としてどう考えるかということが根本的な問題なんです。

司会：先ほどのカリキュラム委員会というところがそれにあたるのかもしれませんが。…ですから、その免許更新のための講習をやれというんだけど、その内容が教職課程で出来た新しい科目をひとつやればいってという問題ではなかろうというのが正直な感想なんです。自分がやってきた学問の世界、ベースになっているものがやはり変わっている、それをやってみようということがないと、大学でやるということの意義があまり感じられないです。

田子：本当に、その更新という場合、免許法の言葉で言えば、教科に関する科目はどこが一体どうなんだということですよ。

司会：普通の人の方が教員免許状を持っている人よりもうまくやっているじゃないかというようにそういう面は確かにあるんです。ある学問を自力で追求したとか自分で開拓したというか、そういう資質の高め方をした人ですね。免許法自身がそういう面を考えていない。

田子：学問ととらえるのか、学習指導要領が実行できるということなのかそれでだいぶ違ってくる。

司会：なるほど、学習指導要領でいいのか。

田子：そういう議論が中教審で議論を始める前にもっとなされていれば、その中教審の議論にも大きな影響を与えていたと思うし、私立大学も何回か免許法改正を経験してきて、変わるのにどう対応しようかというのはずいぶん慣れてきているのだけど、変わる、変えるときのアイデアをどう出していけばというところにかかわっていかないと、これは文科省の教育改革の世界と連動した免許法改正ですから、そこでのいろんな意識、意見の交流というのは毎日あるのだけでも、国立の一般大学や私立大学との交流というのは、それに比べれば少ないわけで…、だんだん、われわれから見ると、教職課程が難しい仕組みになっていく印象は、率直にありますね。

司会：その面で言いますと、岩田さんを含めて国立大学法人の教員養成大学がこうやって密接に関連して進めていくと思うんだけど、他の国公立大学はどういう対応をとっていくんですか。

田子：今は国立の養成系大学は、もう教職大学院のほうに相当関心が集まっていますから、それこそ、教職大学院をつくることによって、全体を整えるというそういう発想ですよ。ま

大体半分くらいの養成系大学が最初のその教職大学院のほうへ移行していくんじゃないか、20くらい出来るんじゃないのかという見通しはなされているようですが、私立大学で教職大学院は3つか4つ出来ればいいというような裏話も聞きましたので、本当に20対3つか4つという言い方ですからね、もうとにかく可能な私立大学はみんな教職大学院を設置して、どんどんやっていくという方向でがんばってもらわないといけないんじゃないかと思いますよね。うちは出来ないって言うんじゃなくて、みんな作ろうと。

一同：(笑)

フロアG：財政的な裏づけは何もないですよ。

司会：そうですね。

フロアG：だから、どうするかということですよ。

司会：法科大学院もまだ結果出てません。

フロアG：学生数だってそんなにとれないよ。大半は絶対取れないよね。

司会：学費いくらにしますかっていう問題ですよ。

フロアG：それでは教職大学院にはなにか援助があるんですか。

田子：何にもないですよ。法科大学院のときはあるんですよ、設置のために経費補助するっていうね。だから私立大学みんな作ってるんですよ。

司会：だから学費を安くして競争できた(笑)

田子：教職大学院の場合は、そういう呼び水的な制度が、まだ構想されていないですよ。これがやはり法人サイドの消極さの理由ですよ。法科大学院はその制度を先に作りませんでしたから、お金かけるっていうのがこう分かっていたので、みんな飛びついたので、もし必要であれば、そういう制度の開設を求めると言う必要あるんじゃないかと思います。

司会：それでもとてもペイするとは思えないんだけど(笑)

フロアS：作ったはいいいけど。

フロアH：更新の際の講習というのは、現職の先生方の経済的負担というか、学費の関係はどうなるのでしょうか。

田子：これは、私も疑問に思っていて、いろんところで聞いているのですが、無料というわけではないようです。もちろん、大学が負担して無料で開設する講習というのは可能ですよね。受講料というのは、取らなければいけないという仕組みではありませんから。とらないでやれるのだったら、とらなくてもいいわけです。だけど、それは普通ありえないですよ。そうすると、誰が一体講習の費用の額を決めていくのかということも、これは都道府県単位で行うのかも含めて、今後の重要な問題となるでしょう。

フロアT：愛知県はこれでちょうど2年目になりますかね、大学院就学休業制度というんですか。で、現職の先生方の中で大学院で改めて勉強したいという希望を持っている人がいる場合に、所属長である校長が状況把握をした上で、まずどこの大学の受験をするのかという、

受験許可申請という最初のステップからスタートして、その後大学院休業制度を取得することに十分な理由または意味があるというかたちで県のほうから受験許可が下ります。例えば、こういう大学院を受験して、その結果合格否が出てきますので、合格しましたら次年度の4月1日から休業という形をとって入学というかたちをとるわけです。基本的には無給ですし、もちろん雇用保険の関係もございますから、何らかの互助会等による給付がありますが、基本的には、認可の責任という定職負担というかたちで、諸費用は、個人で負担するという形をとったわけですが。現行の制度と専門職大学院の制度をどういう風にリンクしていくのか、私どもも動向を見守って、非常に興味関心を抱きながら見守っている状況でございます。

フロアJ：これはだいたい10年目ですよ。10年目というと結婚して子どももいる、そういうときに無給に近い状態になるわけですよ。

田子：これは、あの免許の更新製の講習自体でしたら集中すれば数日なんです。教職大学院のことですか。

フロアJ：そうです。相当な経済的補助が出ないと専門職大学院にはとても通えないじゃないでしょうか。

田子：そうですね。もちろん、1年で修了できる仕組みっていうのはもちろん整えていくことになるだろうと思うんですけども。

司会：いまおっしゃったような休業制度を使って大学院へ行くっていうような制度が出来たのが7、8年前ですね。そのときにも、資質向上連絡協議会で同じような質問が出ました。例えば、1年制だったら行けるんだけど、2年制だと修士論文を書いている時間がないとか、1年間は行けるんだけど、2年目は現場で授業をやって夜間に来なきゃいけないとかね。そういう問題がかなり指摘されていました。それと同じようなことがまた起きるんじゃないかという予測もあるんですよ。仮に現職の教員をそこに派遣するとかしても。他はいかがでしょうか。

フロアK：話し戻しまして、教職実践演習の授業のことなんですけども、従来の事前事後指導との兼ね合いはどうか。

田子：12月の会合のときに出てきた議論では、59単位という大枠は変更しないということをお前提にすると、教職入門のうちの1単位と事後指導に当たる部分が1つになって、教職実践演習の土台ができるのではないかというようなそういうイメージで説明というのがあったことは確かです。

フロアL：先ほどの話ですと、4年生の後期、実習終了後に行くということだったんですが、これでいいですと、実習に行った後に不適格なものは排除するということですね。

田子：不適格なというのじゃなくて、あくまでも実習を行ったことを基にして、実践的な指導力の基礎を自覚をして、具体的にそれを教室など指導場面であらわすことができるような力量を身につけたかどうかを確認をする、適格性からの排除ではなく確認ということを行うという、そういうことです。そういう言葉遣いです。

フロアM：教職実践演習などの科目で学生を判定するというようなことを僕はぜんぜん考えていないです。むしろその取りまとめで使命感とか責任感とかちゃんときちんと統合化させてほしいというのが主旨なんですけど。本当のところはちょっと違うと思うんですけど。

フロアN：担当してまして、実習終了後も確かにそういうのは必要だと思うんです。実習行く前が実は問題となっているんですね。確かにそれは、単位を与えないっていうので、その単位を取れなければこの科目がとれなければ行かせないというふうにしてしまえば問題は解決するんですけど、結局、今回はその点については、なんにも触れていない。

田子：行く前の問題は、大学で解決してくれということだと思うんですけど。

司会：今こちらでフロアSさんと話してたんだけど、単位を積み重ねていくってするんだったら、単位を落とすしかないんですね。うちの大学でもその、先ほど言った実習前に何か判定することが出来ないかっ与实际に科目を担当されている学部の先生方が出てくるわけですね。だけど、先ほど言ったように、何か基準を作っても、その的確性をどう判断するかっていうのはなかなか難しいんですよ。しかも学生に今の制度の中で納得できるように説明できるかって言うと、これはなかなか難しい。必修単位がどこかで欠けるようにするしかないですよ。

フロアO：行って初めて、目から鱗が落ちるとなるような学生もいますからね。

司会：他はいかがでしょうか。

フロアP：宮川先生の資料の右側のページに、教員評価システムの構築の必要性というのが、一文が書いてあるんですけど、評価システムの具体的なことをお願いします。

宮川：勤務評定の問題なんですけども、具体的にどうこうということは少なくとも10日には触れられておりません。要するに中間答申の中身を詳しく見ていくとそういうことが書いてあるというだけでございます。

司会：さきほど言いましたように、東京でこの会があったときに、こちらで県教委の方に来ていただいて話したときに、フロアからいくつかそういう質問を出しました。つまり、養成制度と採用試験だけでなく、実際に研修でどうやってそういう不的確性をチェックしていくのかという問題を県教委はどういうふうに考えてるのかという質問です。やっぱり初任者研修です。1年目の認定の仕方をもっと厳格にしていくっていうのが一番のやり方じゃないかというのはどの県教委の方もおっしゃってましたね。

宮川：大学で出すのは仮免許みたいな感じで、初任者研修で1年間無事に終えたら、そこで正式免許状になるっていうような制度がチラチラ検討されているんですね。

田子：それは、試補制度をやらない代わりに、初任者研修にしたんで、仮免制度っていうのは、試補制度とかかわっているんで、現在の免許の仕組みで考えた場合、仮免っていうのはなかなか出来ないんだと思いますね。

司会：初任者の初年度のところでの的確性をなにか判断するという方法をやはり考えなくてはいけないということですね。

田子：初任者の初年の1年間の間に、的確性についての判断は現場でやっていくっていうそれは、いろんな県の教育委員会と考えていますが。

宮川：それは、仮採用になっちゃうかもしれないね。

フロアQ：愛知県の場合は、今年は仮採用じゃないんですか。

司会：みんなそうですけどね。

一同：条件付採用ですよ。

司会：だから、「適用を厳格にする」という言い方をしました。

田子：ひとつだけ補足しておきますと、教職大学院を開放制の教員養成のひとつ案といいますが、柱というふうにあったんですけども、当日、その文科省の伊藤さんの説明のある発言を見ると、学部教職課程は基本であって、教職大学院というのはより高度な教員を養成するモデルのひとつだというような言い方をするんですね。これは、制度的に、さっき言った様に大学院が3つも類型があるので、そういうふうな言い方になったと思うんで、現実を考えると、やっぱりそれとはちょっと違う形が出てくるんじゃないかなということですよ。

司会：教職大学院が新しくタイプで出来ますけど、ほかに専門職大学院のようなかたちでやって新しいものを作っていくというような動きはあるわけですか。

田子：今年、認可されている民間が設置したケースや東大がつくるといっているものなど、いくつかでてくるんじゃないでしょうか。

司会：今の専門職大学院制度の中でやっていくということですね。

司会：そろそろもう時間なんですけど、私立大学の教職課程として、「真に教員養成を当事者に」という田子先生の最後の指摘なんだけど、ここの見通しはどうなんでしょうか。東海私教懇や全私教協にかかわるところなんですけれども。

田子：今の風土から言えば、課程認定制度のもとで教職課程というものが成立をしているということなので、この制度は、われわれとしても別にそれはずしてくれというようなことは言っていないわけです。問題は、本当に開放制の担い手である私立大学にとって、教職課程を置くことが魅力となるような免許制度を考えたい。やはり、中教審などでも大学関係者の委員に偏りがあるわけで、それをやっぱり変えていくってことをもう少しやらないと。3回目の免許法改正になりますから、今回ちょっと間に合いませんけども、これから4回目、5回目というふうになりますから、ここで終わりではないですからね。そういう面でももう少し私立大学の団体の役割、私立大学連盟とか協会とかですね、もうちょっと全体の関心に引き上げないと。大学全体で取り組むことが必要かと思えます。われわれとして現場サイドで工夫するって言っても、工夫の余地にはやはり限度というものがあるわけで、消化しきれない問題が出てきた場合にどうするかということがあると思えます。今回の改正案は、まあこれはなんていうのかなあ、更新制とか、その研修を含めてその面での免許制度を確実なものにしていくために、大学の教職課程について制度的な手直しをはかるという側面もあるので、私は、再課程認定は認められない大学がかなり出てくるとか、そういうことはあまり考えて

いないのです。

司会：ただ、先ほどの教職実践演習のようなものを含めたときには短期大学は問題になってきませんか。

田子：どういうふうですか。

司会：短期大学の場合、2年目の後期ということですよ。そのところでそういうものを含めて無理やり押し込むとしかないとと思うんだけど。それから、現職経験者を含めたカリキュラムを共同してやれというようなときに、人的な担保などを含めて、実行できるかどうか。

田子：いやあ、それはなかなか難しいと思います。4年制大学だって現にもう教員採用試験の結果が分かっているわけですから。私もその理念を語るときには必要だということは分かりますが、現に教室で学生に指導していく場合、4年の後期でもう結果も分かっていると。就職ももう決まっているという学生に対して、さらに高度な横断的な能力を実際に教室の上で表現してほしいということまでつめた実習を含めて授業をやっていくということは、これはなかなか大変だなと思いますよ。

フロアR：実際の問題はそこにあるんですよ。要するに何かというと、仮にね、ペーパーみたいなかたちで教員免許状を配っているだけで、実効性がないというのが趣旨ですから。そうすると、4年後期になってしまえば、明暗は分かっている訳ですから。現時点でも4年の後期って学生あんまり学校こないじゃないですか。そこで必修科目を設置すれば、教員採用試験受かっている学生だけが通過する。他の学生は要らないといって単位を落としてくれれば免許状は非常に少なくなる。そういう部分をねらっているんじゃないかなっていう感じがするんですけど。

一同：(笑)

フロアS：実習で、A判定が出てくるのは相当に稀なことで、その追認に終わるんじゃないかって。つまり、改めて大学の側で全体的な能力を判断すると言えば、実習の結果を持って、これを落とすって言うのは、ある意味で、本人も納得するわけですから、その追認で終わる科目になりはしないかという心配ですね。実習の成果、つまり、判断は現場に任せてしまって、大学側はただ単位を付けるだけ。

司会：いや、それは両面があるとおもうんですね。採用試験に合格しない場合は、どうでもいいやとかたちになってくる、それで最終的には免許取得者が減ってくる。そういう面がある。しかし逆の面から言うと、いまおっしゃったように、追認するだけだと科目としての実効性は実際はなくなってしまって、制度上あるだけになる。どっちの意味でもとれるんですね。後者では制度は完全に骨抜きになるし、前者では人数が減って将来の更新はやりやすくする。

田子：このあと免許の種別などの変更が出てくる可能性は高いですね。中等教育教員免許とか義務教育学校免許とか、そういうその免許種や学校種の変更をしていく可能性がある。私はそれが私立大学の教職課程には一番厳しいと思います。それを視野に入れると大学で学長も

形式的じゃ困る。今回教職課程のための委員会をきちんと設定しておくというのは、将来的にみて、私はあながち無駄なことではないと思います。

司会：免許種の変更にかかわるようなところについては、まだ踏み込んだ話っていうのは出てきてないわけですね。

田子：養護学校免許の場合は変更になりましたが、小中の統合っていうのはけっこう根強いものがあります。

司会：もう義務教育制度の考え方のところで出てますね。

田子：だけど、現実には、いろいろと学校の性質は違うわけで難しいと思います。私の試案としては、要するに現職についている人に対して、義務教育学校免許を後から与えるのではどうかと。養成段階では小中高と分けておいて、実際の計画を踏まえて、小中高の人事交流があって、そういう場面でその義務教育学校免許を与えるというかたちの免許制度にしておいたほうがよくはないですか。養成段階から小中を通した義務教育と決めてしまうのは大学の仕組みとマッチしていないんですよ。

司会：義務教育制度の改定に関連して一昨年に一度出たんですね。そのときも、課程認定審査基準を読み直して、何人教員が必要かっていう計算をしました。小学校免許は専任教員を揃えるのが大変なんですよ、そういう免許種になったときに教員養成制度というのは非常に難しくなってきますね。まだ先の見えない将来の話ばかりですが、いろいろつこんだ議論ができたと思います。どうもお2人の報告者、ご報告ありがとうございました。この問題につきましても、全私教協に参加されている大学の方は今年の2006年度の総会、大会などで検討されると思います。それから、東海私教懇としましては、これと関連して、文科省が進めています教職GPですね、教職GPと教員養成政策という観点で研究会をもう一度開く予定です、教職GPに応募して採択された大学がいくつかありますので、その経験をふまえてですねどういう申請をしてどういう内容で考えたのかということから教員養成政策について、少し別の観点から検討していこうかと思っております。3月18日を予定しております。それでは、今日はどうもありがとうございました。

〈記録〉

東海私教懇2005年度第3回定例研究会 愛知・岐阜・三重 の各県教育委員会との情報交換

講師：

愛知県教育委員会県立学校人事グループ主任主査伊藤泰臣氏

岐阜県教育委員会事務局学校人事課課長補佐（小中担当）熊崎盛敏氏

三重県教育委員会事務局人材政策室公務員制度採用グループ・リーダー竹内英二氏

編集：東海私教懇会報編集委員会

日時 2005年12月10日14:00－16:30 場所 愛知大学・車道校舎K1005

世話人代表：こんにちは。東海私教懇世話人代表の太田でございます。暮れのお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。東海私教懇ではほぼ毎年、東海近辺の各教育委員会の方をお招きして、毎年の教員採用試験の状況や展望についてうかがう研究会を開いてまいりました。昨年度は私どもの都合がありまして残念ながら開催できませんでした。今年はほぼ例年通り、愛知県・岐阜県・三重県の各県教委から講師の先生方を派遣していただき、本日のような会合を開くことができました。今日は愛知県教委から伊藤様、岐阜県教委から熊崎様、三重県教委から竹内様においでいただきましたので、今年の教員採用試験の状況、そして将来的な展望についてお話をいただきます。その後、質問や意見を出していただき、討論をしてまいります。教員養成に関わる制度が大きく変わろうとしていますが、実は本日、東京で全私教協と関私教協が共催するそれに関するシンポジウムが開かれています。残念ながら重なってしまいましたが、それでも約20校35名の方に参加していただいております。今日の司会は名城大学の酒井先生におねがいたします。

司会：酒井でございます。よろしく願います。こういう会場ですので、報告者の方に前へどうぞ。だいたい一つの教育委員会に20分～25分くらいの見当でお願いし、後半は質疑応答にいたします。それでは、例年のように愛知・岐阜・三重という順番でよろしいでしょうか。では、最初に愛知県の伊藤先生よろしく願います。

愛知県：みなさま、こんにちは。愛知県教育委員会の伊藤と申します。大変お世話になります。よろしく願います。それでは、はじめにお手元の受験案内に従いまして、本年度実施いたしました平成18年度愛知県公立学校教員採用選考試験の内容につきましてお話をさせていただきます。本年度、願書の様式をかなり改めました。一般選考に加えまして、講師経験者を対象とした特別選考を実施いたしました関係で、見栄えはぱっといたしませんですけども、内容の方は一部変更いたしております。受験資格については、まずは一般選考で

ございますが、受験資格は変更ございません。39歳の方までの受験となりますが、(4)にございますように公立学校、これは愛知県に限りませんが、公立学校の教諭、非常勤講師を除く講師等を3年以上経験された方については、59歳まで受験可能ということにしております。出願の手続きも、ほぼ来年度も同じ様態になるかと思っております。5月に入りましたら、受験案内等をお届けできるかと思っておりますので、またインターネット等でご連絡させていただきます。特に1番のところは来年度も変更はないと思っております。後ほど、岐阜県さん・三重県さんの方から電子申請による受付というお話があるかと思っておりますが、本県も研究課題にはしております。けれども、まだ現在のところ実施のめどは立っておりません。本年度より、実習助手と寄宿舎指導員の採用選考試験については、電子申請も可能といたしましたけれども、教員採用選考試験については、来年度も郵送による受付という予定でございます。

2頁にまいりまして、今年度新たに実施をいたしました、講師経験を対象とした特別選考試験についてです。先ほどの一般選考の受験資格に加えまして、次の要件を満たす方になります。直近の5年間におきまして、愛知県内の公立学校、名古屋市立の学校を除く愛知県内の公立学校で、常勤講師または養護教諭として3年以上の勤務実績を有する人という実績要件がございます。これは講師等で、たとえば国語その教科を担当した人はその教科しか出願できないということではございませんで、この勤務実績のある方であれば、募集するすべての区分・教科の出願が可能であるという形になっております。

それから、2番目といたしまして、願書出願時に（名古屋市を除く）愛知県内の公立学校、の職員、今度は非常勤講師でも構わないんですが、職員として勤務をされていて所属する勤務校の所属長の推薦状をいただける方を要件としております。差し込みの方で、推薦状につきましてもご覧いただけるかと思っております。後ほど資料で実際の状況等をご説明いたします。

今年度はじめて実施をした結果につきましては、この条件を満たしていないということで受験資格がない方が数名おりましたけれども、それ以外は、すべて一次試験免除の通知を送らせていただいております。それから4番目の身体障害者を対象とした選考でございますが、募集人員に若干名とありますけれども、これも特別な定員枠を設けているわけではございません。受験等においてそれぞれの申し出に従いまして配慮し、本年度も点字試験等実施いたしましたし、介助の方をつけたりというような配慮をさせていただきました。21名の方が今年度は出願をされて、小学校の方では2名、盲・聾学校に1名の方が合格ということでございます。昨年度、今年度4月に採用の方につきましても、この選考におきまして、小学校に1名、盲・聾学校に2名の3名の方を採用いたしました。

採用予定人員については、水色の差し込みの用紙をご覧いただきたいと思っております。これについては、合格者の数とは別の資料として配付させていただきましたので、また確認をさせていただきます。試験の実施内容でございますが、一次試験を7月21日に今年度は実施をいたしました。いままでと内容に特に変化はございません。教職教養、教科専門

Iの筆記試験を行います。試験内容については、本年度すべての受験生の方に問題の持ち帰りを認めることにいたしましたし、地下鉄の名城線市役所駅を降りてすぐのところ自治センターがございいますが、そこの中央県民生活プラザの方でも問題の方を情報提供させていただいており、コピー・閲覧ができるようになっております。教職教養、教科専門I、どちらもそれぞれ100点満点の試験を実施いたします。

午後からは面接です。これは集団面接で、ここ数年同じ形態で実施をしております。5人の受験生の方を1組にするのが基本のかたちで、面接官3人で実施します。A～Eまでの5段階で評価をつけております。現在のところ、変更なく来年度も実施する予定であります。それから、5頁の7番のところに、選考結果の情報提供ということで、合格の方の受験番号をインターネット等でお知らせをしております。近年、受験結果につきまして自己情報開示の要望が非常に多くなっており、今年度より(2)のところの3行目、受験生の方の一次試験の点数ですね、教職教養、それから専門Iがそれぞれ100点満点のうち何点であったか。それから、口述試験の評定、先ほどのA～Eまでの5段階ですが、その結果を簡易開示というかたちで、情報開示請求の手続きなくですね、受験票さえ持って来ていただければ、本人確認のうえで、その場で閲覧をしていただいております。筆記試験の方は点数だけではなくて、筆記試験の評定を出しており、A～Eの5段階で全受験生の上位から2割ずつ、自分がどの位置にいるのかが分かるわけですが、筆記試験の方でAのランクであっても、口述試験がDで不合格であることもありえます。やはり、口述試験をかなり重視をしているという状況を、ここからも分かっていただけるのではないかと考えております。

その下の一次試験不合格者の方について、不合格者の中だけの総合的なA～Eの5段階。これは従来からやっている形のものでございます。筆記試験の点数と評定、口述試験の評定について、全受験者に対して新たに今年度から簡易開示をはじめたということでございます。次に、二次試験につきましては、2日間かけてやっております。今年度は23日の火曜日にまず、クレペリン検査、教科専門IIです。一次試験がすべて選択制の試験の形式だったのに対して、二次試験の方は、それぞれ記述式の問題100点満点で実施をしております。それから、小論文。小論文につきましては先ほどの差し込みのですね、水色の資料の裏に問題の方を参考までに毎掲載しております。来年度も今年実施したものを載せたいと思っております。

特定の教科に関しては実技試験を実施いたします。また、小学校につきましては、泳力テストを実施しております。1日目の内容については従来の内容と変更ございません。第2日目でございますが、2日目は(8頁)、変更点がございまして、昨年度まで実施しておりました体力診断テストを今年度は取りやめることにいたしました。内容につきましては集団討議、先ほどの水色の用紙にテーマを挙げておりますが、8名1組になり、与えられたテーマについて自由に討議していただいております。3名の試験官がおりますが、試験官にはほぼ観察に徹していただいております。その後、個人面接を行います。受験生1人に対して、3名の試験官で実施をしております。こういうかたちで2日目を実施いたします。同じく4番にあ

りますように、この二次試験の結果につきましても、教科専門の点数と評定、またクレペリン検査も含めまして、集団討議、面接の個人試験等の評定を簡易開示で情報提供をしております。今年度、小学校の個別面接におきまして、P T Aの関係の方を中心に面接委員に加わっていただきました。来年度はさらに、中学校で民間の方の面接委員を拡大していきたいと思っております。以上が受験案内にございます試験内容でございます。

もう一枚資料を入れさせていただいておりますが、両面に印刷をしてあります。表の方は教育委員会のホーム・ページの方に、17年度採用選考試験の結果ということで、採用予定人員・実際の受験者・最終合格者というかたちで載せたものです。合格者数は合格と補欠を合わせた数になっております。本県はここ数年補欠の方につきましても、4月1日付けの採用しておりますので、今年度受験された方に関しましても、4月1日で採用をさせていただく予定になっています。最終倍率もここに示した通りでございます。もう少し細かくデータを、記者発表させていただいたものなのですが、裏の方に内訳として細かなものも参考までにつけました。それぞれの教科別の受験者数、合格者数をまとめたものです。先ほど言いました、講師経験者の特別選考なのですが、そこに掲げさせていただいております、488名の方が出願をされ、実際に試験を受けられた方が436名、合格者が226名でありました。最終的な実施結果の合格者が226名ということで、51.8%の合格率、採用予定数に占める割合ということで17.6%であります。当初私どもの心配しておりましたのは、講師特選によりまして、一般選考を受けていただく方、大学で卒業見込みの方が、そういう方々の合格率が下がってしまうような状況はまずいのではないかと、受験の条件等をかなり細部にまで議論したわけではありますが、幸い採用数が大変多くなっているということもあり、一般選考を受けた方の合格率が講師特選によって狭まるということはありませんでした。来年度以降についても特に選考の影響で、一般選考の方の受験の合格が難しくなるということはないのではないかと考えております。また数字の方は見ていただくということで、よろしく申し上げます。それから、3点目、来年度以降の見通しですが、採用計画は当面、今後10年の見込みをたてながら進めております。再任用制度でありますとか、不確定の部分もあるわけですが、今後は1300台で推移していくのではないかと、安定した採用予定数を確保していけるのではないかと考えております。平成3年度から、1000人を割り込む形の採用数でございまして、平成11年度・12年度は450名と教員を志願される方がなかなか合格できないという難しい状況がございました。全体の倍率も14、5倍という状況がございましたが、今後10年については1300台を割り込むということなく採用数を確保できるのではないかと考えております。

最後に、講師の方ですね、来年度講師を希望される方にも採用試験にチャレンジしていただけたらと思っておりますが、教員人材銀行登録のご案内の用紙を入れさせていただきました。県立学校の場合は、ここに登録していただければ、各学校でそれを参考にして連絡させていただきます。小中学校の場合は、ここに登録していただいても結構ですし、たとえば教育事

務所の方に直接に電話をしていただければ、事務所でも登録確認をし、必要な場合はご連絡をさせていただきます。愛知県は以上で説明を終わらせていただきます。

司会：どうもありがとうございました。ご質問などあるかと思いますが、先ほど言いましたように時間配分の関係で全体一通りご報告いただいてからということにしていきます。ありがとうございました。それでは岐阜県の熊崎先生、お願いいたします。

岐阜県：こんにちは。岐阜県教育委員会の熊崎と申します。どうぞよろしくようお願いいたします。それでは岐阜県についてのご説明をさせていただきます。

岐阜県の方は、カラー刷りにしております。少しお金をかけておりますが、これを基にしてご説明をします。実を言いますと、愛知県さんが臨採の方に特別の内容を考えられて、講師経験者とはいうことを言われたんですが、今全国的に盛り上がってくる大量退職に向けて教員数が不足してきつつある状態であります。岐阜県も実を言いますと保護者の皆さんからは学校へ行くと講師の先生がすごく多くて、本務者の先生が非常に少なくなっている。これで、教育の質が保たれるのだろうかという危機感やご心配をおかけしているのが現状です。ただ、少し間違えて捉えられているところがございまして、いわゆる講師の先生の中に育休を本務者がとってみえて、その代替でみえているそういう方がいるよ、ということも含めて講師ばかりだと言われております。いわゆる教員数が足りないということには育休者は含みませんので。育休者はやがてもどってくる本務者ですので、教員数が足りないというのは当初から10000人必要なところを9500人しかいないため500人が欠員であると、ここを埋めるのが実際の、本来の欠員ですので、一般の方がそこら辺を少し勘違いして認識されているということもこちらとしては抱えている事態です。そういうわけで、岐阜県もこれからやや採用数を増やしていくということでもあります。

まず大きな一つめの採用試験概要についてお話しします。岐阜県の説明に当たっては、募集要項の一番裏の、裏表紙。岐阜県は人物重視ということで採用を行わせていただいております。ここの左上のところ、青空になっているところに載っておりますが、☆マークが3つあります。岐阜県は、まずもってこの3つに当たるような人材を多く確保したい。そして、岐阜県の教育の質の低下を招かずレベルアップを図りたいというのが一番の願いでございます。一番上に書いてある、明るく豊かな人間性ぜひ、ここに見える大学の方でもご支援賜ったらと思っておりますが、これは、とにかく先生が子どもの前に来て、疲れたというような表情を見せていたり、それから、いつも暗いという表情をしていたら、いい教育はできません。明るくて、どんな子どもの、まあ、わがままな子もいっぱいおります。まだ、未分化な子ですので、そういう子を受け入れる広さといいますか、豊かな人間性を求めています。基本的には、本当に明るさ、これを大事にしております。2つめに実践的な専門性。先生は計算の仕方を教える、答えを教える、というものだけではありません。このあいだ、小学校の授業を見に行ったのですが、『5+3』という勉強をしていました。一年生の加法の勉強です。おはじきを持ってきて、あるいは、ブロックを持ってきて、こちら置いた5つの塊に、こち

らに置いたおはじきを1、2、3と足して、そして、先生できました1、2、3、4、5、6、7、8、8ですというふうに言っていました。あ、そうだねえ、答えは8だねえと言っていました。先ほどの指導には、やや誤りがあります。5+3という指導をしてるのは、5という数と3という数を足すという指導です。今の操作を式にしてみると、5+1+1+1となります。5という集合数と3という集合数をまとまりのまま足すという、それが加法の仕組みでございいます。こうしたに子どものつまづきにさっと目がいて、『今やったことはこういう風だよ』いっぺんに足すとどうなるの、そのまえの学習で5と3で8という数の合成の勉強を行っております。そういうことがいえる専門性を身につけてほしいと思っております。これが今、岐阜県で大切にしている、プロとしての教師の専門性として考えております。こういう専門的な目を身につけてもらいたいなと思っております。3つ目、子どもへの愛情と、教育に対する使命感。これは本県の教育長が常に言っております。愛情と使命感、これのない教師はいらない。学校へ参りますと、新しい学級が決まりますと、たとえば、おじいさんとおばあさんがお孫さんを連れて見えて、孫をよろしく願いますというふうにおっしゃいます。22歳の大学を出たばかりの青年に、人生の大先輩であるおじいさん、おばあさんが、孫をよろしく願いますと言って、頭を深々と下げて頼まれます。そういう貴重な子どもを預かっているという責任感が持てないような教師は要らない。そういう使命感がほしい。そういうことが岐阜県では大前提です。人物重視ということをやったって、指導力を高めてどこへ行っても同じ内容の教育実践ができる者として育てていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、実施要項の前の方から順番にお願いします。1頁のところを見て下さい。話は要点だけで。まず、1頁の3のところに、志願・免許状というところがあります。岐阜県では、一般選考と特別選考ということをやっております。一般選考はそこに書いてある通りですが、特別選考で、4のところに、3番のところは志願免許状でそれぞれ小・中・高・特殊教育・小学校養護教育とあります。3番のところといいますと、障害者特別選考が載っています。全国的に言いますと、これを行っている都道府県は20%を切っております。岐阜県は中学校・高等学校で、身体障害者手帳1級～6級まで、かつ、自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで教員としての職務の遂行が可能な者という要件でやっております。今年度は中学校で3名、高校で2名、特殊教育小学校で1名ご受験されました、6名の方です。うち、内定者が高校の方で1名ありました。障害種は肢体不自由の方でした。障害者手帳1級でした。また、英語の特別選考を高等学校の方で行っております。これは、志願資格が、2頁のようにTOEICが860点以上TOEFL600点以上CBTが250点以上、文科省の英語検定1級あるいは外国で5年以上の居住活動経験がある者。この方については、一次選考試験の筆記試験はなしにしております。筆記試験の代わりにスピーチ・テストとディスカッションによる口頭試験を行っております。先ほども話がありましたように、今年度の選考試験は7月21日に行いました。それが2頁の7番に書いてあると思います。一次試験の中身は筆記試験です。

筆記試験は、一般教養、教職教養、そして教科専門です。そして集団面接を行いました。集団面接の中に、少しでも活動を入れております。どういう活動かと言いますと、児童生徒への評価活動。児童生徒の考えとか、計算を解いたりしたそのことについて、どう評価するかということを取り入れております。これは、数名の面接官で5、6人の受験生に対して行っております。二次試験の方ですが、3頁右側、8月23～26で行わさせていただきました。1日目の23日が全員を対象にし、24～26のうちのいずれか1日を受験者は出てくる、合計して1人2日間出てくるということになっております。1日目は、適性検査の論文の試験です。それから、小中学校には実技試験があります。高等学校はそこ記載してある教科です。たとえば小学校ですと、図工でデッサン、体育でハードル走、音楽で弾き語りなど。中学校は全教科ですが、高等学校は家庭、保健体育、英語、商業です。2日目以降ですが、面接試験と泳力検査です。泳力検査は小・中・養教・特殊教育です。なぜ中学校の方で泳力検査があると言いますと、岐阜県の場合は、小で受けていただいてもなかで受けていただいても、校種が変わる場合が一般的にございます。県教育委員会としては3校目あたりまでに小・中両方の教師を経験していただけるようにと、そして指導力の幅を広げていただけるようにということを思っております。そのため、中学校で受験された方も、小学校で水泳を指導していただくことがあるかもしれませんので、泳力検査を行います。なお、二次試験の個人面接ですが、個人面接は面接官2人と受験者ということであり、グループ討議は50分間で5、6名が与えられた課題について話し合う。スピーチ・テストは与えられた課題に対して1人3分くらいで黒板を使いながら課題を回答していくということをしております。

続いて情報公開についてですが、これは4頁の9番にも書きましたが、一次と二次の不合格者の方に対して、ABCのランクで情報を提供しております。岐阜県は情報公開が遅れていまして、愛知県さんのように試験問題の持ち帰りまではやっておりません。昨年度までは、一般教職教養の問題だけ閲覧ができるように公開しておりましたが、今年度からはそれに加えまして、小・中・高・養教・特殊の教科専門の問題もすべて公開するというので、閲覧ができるようにしております。以上が今年度の試験の概要でした。

大きくは2つ目は18年度採用（17年度実施）の採用についてです。要項の中に挟んでおいた1枚の紙があると思いますが、表には教師になりたい、これは教育委員会のホームページでございます。裏側に、採用試験の状況が載っております。これはホームページの画面でございます。内定者として小学校で見ますと、219名。小学校で受験者の倍率でいきますと3.5倍、中学校で5.9倍、高等学校で7.7倍、特殊教育小学校で3.8倍、養護教諭で8.3倍、全体で5.1倍となっております。もう少し、この表にはないんですが、詳しく見ていきますと、このような状況になっております。男女別で見ますと、岐阜県の場合は、小学校が男子対女子の割合がおおよそ31%と69%となっております。中学校が50%と50%、高等学校が51%と49%、特殊教育学校は27%と73%です。養護教育はすべて女性です、全体としまして、男女の割合は40%60%となっております。年齢に関してです。年齢は昨年度より、少し若

返ったんですが、今年度の採用者の平均は25.25歳になっています。なお、前歴別で見ますと、臨時的任用の講師とか非常勤講師とか他県で本務をやってみえたいいわゆる経験がある方たちが全体で64.4%となりました。直採といいますか、大学からそのまま採用された方が26.1%です。その他、これは全く他の職とかとなりますが、9.5%となっております。大きな3点目ですが、今後の採用状況についてお伝えいたします。採用人数については、今年度と同様な規模を考えております。なかなか細かい表を出せず申し訳なかったのですが、一番はじめに申しましたように、志願者が減るのではないかと。大阪、神奈川、横浜とか、あるいは岐阜県の場合ですと名古屋とか、そういうところを受験される方が増えますと岐阜県の受験者が減るわけですので、減るのではないかと心配しておりました。ところが、平成になってから、今年度の志願者2808名というのは2番目に多い数でした。少し胸をなで下ろしたのですが、志願者数としては、かなり多くの方に志願していただけたなと思っております。この志願者がもう少し減ってきますと、たくさん採りたくても採れない状況になってきます。なぜかと言いますと、質が落ちる可能性があります。はじめに言いました岐阜県の求める人物として、質を落としてまで採ろうということは考えておりません。いい人をどんどん採っていきたいと思っております。今年はトータルで506名採用したんですが、昨年度は420名でした。一昨年度は334名でした。この2年間の間に170名ほど採用数が増えているのです。志願者数が同じような数でいく限りは、この506名を同じような規模で岐阜県は今年度以降も採っていきたいというふうに今のところ見通しを持っております。もう一つ、よく聞かれるのですが、はさんでおいた紙にあるんですが、今年の採用予定者を足しますと406名になります。しかし、岐阜県が実際に内定を出した数は506名いるという。こんなに開きがあるのは何ですかということなんですが、これにはいろんな事情がありまして、途中退職者や自己都合退職者がきわめて多くでたということが一つの原因としても考えられるのですが、小中に関しましては、毎年そうなんですが、この数を最低保障ラインとして考えております。これを割り込むことはありません。受験者の方にここは必ずクリアしますよということで、考えていて、採用したい数よりもかなり抑えて出しております。ですから、例年見ていただくといいんですが、小も中も数十名プラスして採用するということが結果的になっております。ただし、この予定数の示し方については、実際の採用数に近い数を示すことも含めて、現在検討しております。数的には、昨年同様で、内容的には少し改正をとも思っております。何をどのように変えようということは決まっておりますが、たとえば二次試験の面接、昨年度からどうも最近、初任の方の中に精神的プレッシャーに負けてしまって鬱状態の病休に入られる方も増えております。それで昨年度から臨床心理士の方に面接に入っていただいて、その方の精神的なものも見ていただくようにしております。こういうことを少し変えてきたんですが、もう少しこれから工夫ができればなということをお思っております。手順につきましては、大体5月になりましたら、要項が配布できるかと思います。そして6月のはじめに願書の受付。電子申請を岐阜県では取り入れております。申請するとその場で

願書が出てきます。申請すると自分は受験番号が何番か分かるというシステムでやっております。遠方の方も見えますので、好評だと感じております。あと、できるだけ、岐阜県も他県と同じように合格の発表の日を早くということで、昨年度は10月中旬でしたが、今年は10月初旬ということで、10月7日とさせていただきます。これもできるだけ早くできたということを考えております。以上で岐阜県の説明を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

司会：ありがとうございました。

三重県：こんにちは。三重県教育委員会の竹内です。まず、三重県の求める人物像というものについてですが、さきほど岐阜県さんの方でご説明いただきました3つの項目を三重県の教員として求める人物像と比べますと、非常によく似ている、共通点があるということをおわかりいただけるかと思います。一番最初の、教育に対する情熱と使命感を持つ人。それから、専門的知識技能に基づく課題解決能力を持つ人。3番目は自立した社会人としての人間性を持つ人。ということで、順番が3つ変わっているだけで、ほぼ同じようなことを考えているということになるかと思います。教員に対して求める人物像というのは、どの県でも同じようなものだと考えていただければよいのではないかと思います。この3つの点についてすべてを兼ね備えた人を求めるという、基本的に言えばそういうことなんですけども、そういう方が学生さんのなかでたくさんいるというわけではないと思います。ですので、今この3点すべてを満足する状態ではなくても、素地があれば教員になってからの研修、あるいはご自分の努力によって求める教員像に近づいていただければいいのではないかと考えております。私の方で、教員採用と同時に指導力不足への対応についても担当しております、その方々の授業を見せていただくこともあるんですが、そのなかで指導力不足の方に共通していることがございます。総合的に見て、専門的知識の不足というよりも人間関係をうまく結ぶことができない、そちらの方に大きな原因があるという気がしております。特に教師主導の、昔ながらの授業をやってしまう。自分が教えようとする範囲のなかでしか授業を進めないで、子どもから思いつきに満ちた意見が出てきたとしてもそれをうまく拾い上げていくことができない。ユニークな切り口があるのにそれを拾い上げることができないので、子どもとしてはせっかく思いついていることを言っているのにそれを拾ってもらえない、聞いてもらえないから楽しくない。そして、おもしろくないという気持ちが募って行って、ルールの乱れにつながって、最終的には学級崩壊につながっていくというようなこともあるような気がします。

ですので、教師が中心として教えたこと。子どもたちの教わりたいことというのはもちろん近いものでないといけないわけですが、それとともに幅を持って、いろんな要素を取り入れて授業を発展させていく、そういう幅を持っていることが必要ではないかと思っております。そういう意味で、専門的な知識技能だけではだめで、それに基づいて課題解決能力を持って創造性・積極性を発揮していくことが教員として大切なのではないかと思っております。それから、

豊かな人間性というところについてですが、子どもや保護者との間に深い信頼関係を築け、子どもたちと心を通い合わせる、また相手の気持ちが思いやれるというところがないと、どうしても教員の一人よがりになってしまう。そういうところがうまく授業が成立していかない大きな要素になると思います。こういう3点について、選考の過程を通じて人物を見ていきたいと考えております。

続いて、選考の種別についてです。1頁の(3)の一般選考、4頁(4)の身体障害者を対象とした選考、(5)のスポーツ特別選考、5頁の社会人特別選考、合計4つの選考の種別を持っております。一般選考についてですが、今年度募集した校種はそこに表として挙げてあります。今年につきましては、中学校ではじめてですが、美術と家庭科の募集を停止しました。高校の地理歴史、それから美術、農業、工業の建築系について募集を停止いたしました。工業の土木系、水産の食品栽培系を、新たに募集しております。中学校の美術、家庭を受験しようと思っていたかたからは、これからはもう募集はないんですかというお尋ねがあったりするんですが、これは年度、年度で退職をされる方の教科分布や教員配置等を考えながら募集をいたしますので、来年は募集を停止する科目も新たに募集する科目もありえます。すこし飛びまして、4頁の特別選考ですが、身体障害者を対象とした選考を平成13年度から三重県では行っております。一般選考を実施しておりますすべての校種、教科で実施しております。資格につきましては、さきほど岐阜県さんの方からご説明があったのと似たような申し込み資格になっております。身体障害者の方の受験に際しましては、身体障害者を対象とした選考と一般選考も含めて、障害の程度に応じて試験方法に関する配慮をしております。それから(5)のスポーツ特別選考は平成16年度から三重県で行っております。「ねらいと選考方法」というところにありますけれども、これはスポーツ競技力の向上、児童生徒の体力向上に資するという趣旨で、選手としての募集というではなくて、指導者として活躍が期待できる方を選考しております。申し込み資格は、国際レベルの競技会で、日本代表として出場した方、あるいは、全国レベルの大会で3位以上の成績を取った方を対象に実施しております。

その隣の頁の社会人特別選考ですが、平成17年度から行っております。これも5番のねらいを見ていただきますと、三重県における職業教育および特別支援教育の一層の充実を図るため、ということで、職業教育という点では、看護の、特別支援教育という面では自立活動教育の肢体不自由教育について募集を行っております。これはそういう免許を持たない方を対象にしておりますので、特別免許状の授与を前提としております。免許状を持っていないのだけでも、民間企業、あるいは官公庁などでそういう関係の職で勤務経験が通算して5年以上あるという方を対象に実施をさせていただきまして、合格された方については特別免許状を審査の上で授与させていただく形になっております。ちなみに、先ほどの障害者を対象とした選考について、今年は4名の方が受験されまして、1名の方が合格しております。スポーツ特別選考については23名の方が受験されまして、5名の方が合格しております。

社会人特別選考の方は3名の受験者がいたんですが、残念ながら、今年は合格者はありませんでした。

それから3頁の上の方に、受付手続きというのがございます。三重県は、昨年度と選考の要領等についてほとんど変えておりません。一部変わった部分は今から申し上げる申し込み手続きです。先ほど岐阜県さんの方でもお話があったのですが、三重県では教員採用試験の申し込みにつきましては原則として電子申請をお願いしております。昨年は障害者を対象とした選考、スポーツ特別選考の場合は郵送でお願いしておりました。今年からはすべての選考で電子申請を可能にいたしました。書類等につきましては後で郵送していただくということをお願いしました。その結果、昨年、電子申請を利用された方は申込者の約7割だったんですけれども、今年はさらに上がりまして、全体の4分の3、75%の方が電子申請を利用しております。今後とも、電子申請の利用率が高まっていくことを期待しています。受験される方々についても利便性が高まるということがあると思いますし、事務としましても、申し込み時のエラーがないように、電子申請のなかでチェックできるようになっております。ですので、こちらの事務の軽減ということもあって、よかったなと考えております。

この辺では三重県がやっていることなんですが、加点申請というのが2頁の上の方の(7)に書いてございます。ア〜カの条件を満たしている方に、申し込み時に申請があった場合、そして申込書類の上で条件を満たしているとき、選考に際して一定の得点を加点しております。たとえば、複数免許状を持っている場合です。中学校の受験者が、他教科の免許状を持っている、あるいは、小学校中学校の受験者が小・中両方の免許状を持っている、あるいは盲・聾学校の免許状を持っている場合に加点しています。最近外国から来られる方がたくさんいますので、その方への対応ということで、ポルトガル語を話せる方、それからスポーツの実績、英語の資格、司書教諭の資格、また養護教諭の場合は看護師免許というようなところで加点をしております。ただ、こういう加点によって合格された方について、最終的にその取得が不可になる場合があります。複数免許状を取るつもりで申請をしたが、その免許がとれなかったという場合です。そういう時は、その方の状況を見させていただきますけども、場合によっては採用内定を取り消させていただく場合がございます。そのため、申請をされた方はしっかり勉強していただく必要があるかと思えます。

それから、5頁(7)のところについてですが、試験の日程等を説明させていただきます。一次試験は、筆答試験の教養、筆答試験の専門、適性検査、論述試験を行います。これが1日目でございます。筆答試験はマークシートで行っています。それから2日目に集団面接を行います。最大7名で30分のインタビュー形式、面接員は3名です。

試験のウエイトなんですが、7頁の方に書かせていただいておりますが、筆答試験の教養が100点、専門が100点、論述が100点、集団面接が100点、400点満点で、さらに先ほどの加点を合計し、適性検査とか書類等を総合的に判断して、合否を出させていただきます。それから、次に二次試験についてですが、6頁の2のところ。二次試験では、

ここに挙げさせていただきました、英語、音楽、体育、技術、養護教育について技能実技試験を行っております。内容については、8～9頁あたりにその課題を載せてあります。その後、8月の22日～26日の5日間にわたって、全員に面接を行っております。面接は集団面接と個人面接を2つ併せて行っております。集団面接の方は、最大6人で30分、これはテーマを与えまして、これについて討論をしていただき、その後、個人面接を20分ずつ行っております。

情報提供の方法ですが、四角で囲ってあるところに情報公開について書かせていただいております。大きく分けて2点ございます。1点目が、試験問題等の公開で、今年は筆答試験の持ち帰りを認めております。それと併せて、筆答試験の教養、専門の問題と正解、それから論述試験の問題、技能実技試験の問題、二次の集団面接で行う討論の課題を試験後1年間、三重県民サービスセンターで閲覧、あるいは複写していただくことが可能です。あとご本人の評価の開示についてですが、一次二次試験のそれぞれの不合格者の方に対して開示しております。総合結果は不合格者をA～Eの5段階で評価しています。あと、個別評価ですが、筆答試験の教養、専門、論述、技能実技試験、それから集団面接等、それぞれの項目毎に合格者を含めた全受験者のなかでの5段階評価というかたちで開示をさせていただいております。大体、一次試験の合格者の約5分の1の方が利用されております。二次試験の方については、約半数の方が利用されている状態です。その綴じの中に入れていただいておりますが、平成18年度の受験状況を1枚の紙にまとめたものをご覧ください。

一番裏のところに過去3年の状況が載っておりますが、本年度の分は載っておりませんので、真ん中に一枚入れさせていただいております。それをご覧くださいますと、小学校の方が856人の受験に対し、二次合格者が172人ということで倍率としては5倍です。昨年が5.5倍でしたので、少し下がったということです。中学校の方は、1008名が受験されまして116名の合格で8.7倍、昨年が9倍でしたのでほとんど変わりませんが、若干下がったということです。高校は648名の方が受験されまして合格した方が78名、9倍になっております。昨年が13.1倍でしたので、こちらはかなり倍率は下がっております。養護教諭は、175名受験で15名合格ということで11.7倍、昨年が11.9倍でしたので、これもほぼ変わらない状態です。全体としましては、2692名が受験されまして375名の合格ですので、7.2倍ということになります。昨年が8.3倍でしたので、全体倍率は下がっています。この7.2倍というのは過去10年間で最も低い倍率になっております。

今後の見通しですが、50代の退職者数が多いということで、今後さらに増加していく訳ですが、児童生徒数は減少を続けます。すると当然その教員の定数が減り、相殺されますので、採用見込み数の急激な増加というのはありません。または、採用予定数が急激に増減しないように調整して、しばらく同程度の採用数を見込んでおります。先ほどご紹介しました受験状況のほか、今見ていただいた要項、申込書等を含め、合格者発表の様子、受験状況、勤務状況を岐阜県さん同様ホームページの方で見ていただくことが可能でございます。以上で三重県

からの説明を終わります。

司会：ありがとうございます。以上で3県からの報告をいただきました。ここでちょっと休憩時間を取らせていただきます。お手元の方に質問用紙が配布されていますので、ご質問がございましたら、簡単に記入ください。休憩時間に整理します。県を特定される質問の場合はその旨ご記入ください。特になければ3県の方に共通とします。では休憩にします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜休憩＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・

司会：それでは質疑応答をはじめさせていただきます。限られた時間のなかで基本的なご報告をいただくということで、教育委員会の先生方はかなり抑制されたお話しでしたので、もうちょっとしゃべってみたいと思う方もあるかもしれません。それは質疑を聞いてから最後にお話し願います。最初に、県を特定されているご質問に対してお答えいただきます。最初に岐阜県の熊崎先生に対してです。

岐阜県の高校情報教諭について、3年ほど採用試験要項を見ていますが、情報教科について一度も募集がありません。実際、高等学校の現場では情報も授業はどのように行われているのでしょうか。また、今後、情報の採用はあるのでしょうか。情報の教科についての採用の見通しについてです。それから、岐阜県の英語特別選考の出願・受験・一次合格者・二次内定者の状況について英語の特別選考についてもうちちょっと具体的な話をお願いいたします。

岐阜県：私は小・中担当なので、あまり詳しくは申し上げられないかもしれませんが、1点目の情報についてです。情報教諭、それだけでなく、福祉についてですが、私どもの高校担当の方でもいつもそういう質問があります。高校の課題として捉えさせていただいております。今のところは今年度まで採用はなしということやって参りましたが、検討課題として捉えさせていただいているということで。来年度どうなるかということについては、まだ決定されておりませんので、ここまできか言えないところです。情報についても福祉についても、実際の授業はその専門という採用枠はないのですので、それらは専門準専門といえますか、そういう教員によってまかなわれているということで、ご理解いただいております。2つめの英語の特別選考枠ですが、今年度11名受験者がおりました。ちょっと一次は分からないのですが、結果的に二次の内定者は3名出ました。以上です。

司会：質問された方、よろしいでしょうか。

もう2件あります。就職以降3校目までに小・中の両校種を経験するとされていますが、小学校免許だけしか取得していない者は、採用のチャンスは少ないということですか。よろしければ、お教えくだされば幸いです。それともう一つは、第二次試験の面接において個人面接、グループ討論、スピーチ・テストの3種類ということで、特にグループ討論がどの枠で実施されているのか少し聞き漏らしたので、もう少しこの3種類のことについてちょっとご説明いただきたいです。

岐阜県：それではまず免許のほうです。岐阜県は、小中の人事交流を積極的に行っているということでもあります。しかし、採用するときに、小免のみの方、あるいは中免のみの方も受験をされます。ほかの県と違って岐阜県は加点方式を採っていないため、両免を取ってみえる方も、片免だけの方も、同じ線で公平公正に判断しております。ただ、内定されて採用になってから、できるだけ、免許付与授業であるとか、認定講習等を受けていただきたい、これは、強制ではありませんが、できるだけ両方にいけるような環境を整えていただくということをお勧めさせていただいているということです。

もう一つは面接のことですね。二次試験の面接はこのようにしております。個人面接の中に2つあります。一つは教育関係者の面接です。これは、学校長であるとか教育関係者2名によって1名の受験者に対して面接を行います。個人面接のもう一方ですが、これは、企業の人事担当者の方と、先ほど言いましたように、臨床心理士の方をペアにさせていただいて、個人面接を行っていただく。個人面接が2つあります。来年度に向けて、少しこの組合せ等は変わるかもしれません。あるいは、新しく話題になっております、幅の広いということで、PTAの保護者の方であるとか、ということもあり得るかもしれません。ちょっとまだこれは定かではありません。それから、グループ討議の方ですが、これは5、6名の方が、一緒に一つの課題が与えられます。Aという課題についてどうか。これはいつも受験者の方とまどわれると思いますが、正しい、正論を言った方が正解を得られるというものではないんです。グループ討議というのは、たとえば、小学生や中学生に携帯電話を持たせていることにどう思うかというテーマが出たときに、おおかたの5、6名の受験者がそれは必要ないんじゃないかというふうに話が進んだとします。そうすると、一人ずつ意見が出て、同じような意見の方に終結してしまふ。50分の時間にたいして20分で終わってしまいます。その後、話や話題が出ないようでしたら、そこで打ち切りにしてしまいます。でも、違った視点から見るとこんな風で利用ができるのではないかというふうに、切り返したり、逆の発想で見たいといって、話題をさらに追求していくというふうな発想の転換をどう図れたかということもこの選考の基準になります。だから、グループ討議の時は、正論を言うだけでなしに、そのなかでその一つの課題を幅広く多様な見方でどう掘り下げて追求したか、話し合いを深めるためにいかに貢献したかということが見られると思っております。それから、スピーチ・テストです。これは、本人のもって見える自分の教育観がにじみ出てくるものだと思っているのですが、これも、あるテーマについて、一人ずつ考える時間を設けます。これは、課題は基本的には、違う課題でやっていただくんですが、前にいる者を児童生徒と思って、板書を使ってわかりやすく自分の考えを述べてもらうというのがスピーチ・テストでございます。司会補足ですが、その受験生は、二次においては、個人面接、グループ討論、スピーチ・テストの3種類ともを行う、面接に関して、3種類の試験があるということによろしいでしょうか。質問された方、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、三重県の質疑応答をお願いいたします。いくつかございます。三重県が実施され

ている特別選考で、三重県が実施されているようなスポーツ特別選考を検討されることは可能でしょうか。あ、ごめんなさい、これは愛知県に対するご質問でした。三重県でやっているスポーツ選考を取り入れることは可能かということですね。現状から、クラブ活動を4年間続けている学生が教員採用において、現役合格することは難しい。教員採用の受験勉強のためにクラブ活動を断念する学生がいるのは残念であるということで、スポーツ特別選考をやっている三重県の方から見て、学生時代のクラブ活動を継続するという点について、しかもそれを断念する学生がいるそこらへんの矛盾についてなにかご意見があったらということで、えっと、愛知県でのスポーツ特別選考の検討の余地はあるかということで、すいません、愛知県、よろしくお願ひします。

愛知県：現在のところですね、スポーツ特別選考の検討は行っておりません。ただ、受験願書の中にですね、願書の真ん中の右になりますが、競技・表彰等の記録の記載欄がありますが、ここの内容につきましては、詳しく、私どもの採用の過程で見させていただいておりますので、当然選考過程のなかで十分配慮しております。

司会：選考上の配慮とかがあるそうです。質問の方、よろしいでしょうか。

フロア：岐阜県もお願いいたします。

岐阜県：現在のところは、愛知県の方の言われたように選考のなかでそこを特別な配慮は行ってはおりませんが、そういうことも十分こちらで認識させてもらおうと。どんなようなご活躍があったかということで、認識させていただこうということは考えております。ただ、岐阜県の場合はですね、もう数年後になります、平成24年度にですが、国体が開かれることになっております。これはまだ定かではないんですが、それに向けて、ひょっとすると三重県と同じような枠ができるかもわかりません。そういうものがやってくるということだけ、お伝えいたします。

司会：ありがとうございます。それでは三重県にいくつかあります。さきにご質問をざっと言います。スポーツ特別選考を三重県が実施しているなかでの何かお気づきの点があったら、補足のお話いただきたい。それから、三重県の加点のうち、司書教諭の資格について、新卒者の場合、司書教諭は1年後にしか免許状が届かないので、この資格には記入できない。取得見込み記入してはいけないのですか。そういう質問です。加点は最大何点なのか。加点の幅があるとすれば、その基準は何かと。それから、冒頭で指導力不足教員の共通する原因が人間関係を取り結ぶ能力の底にあるという話が出たようだけれども、こうした問題点は採用試験でどのようにチェックできるのか、あるいはチェックされているのかというやや深めなご質問でございます。もう一つは、要項の2頁の7、どの程度加点をしていただけるのか、司書教諭についての見込みでいいのかということと、指導力不足教員と見分ける採用段階での何か、よろしくお願ひします。

三重県：加点につきましてはですが、ここに書かせていただきましたように、平成18年3月までの取得見込みで、そこまでで司書教諭の資格が出る方に限ると考えていただければよいと

思います。加点の得点については公表しておりませんが、申し訳ないのですが、お答えできません。その加点によって合否が決定的に左右されるというようなウエイトは置いておりません。それから、スポーツ特別選考を行うなかで気づくことですが、それぞれ合格者の皆さんがたの報告されたなかで、自分の専門としているスポーツクラブを新たに設立して活躍をされているとか、あるいは、ご自分の専門のクラブで引き続いて成果をあげているというようなことを聞いております。で、配置に当たりましても、その方の専門的な指導能力が生きるといった配置をするように、それを前提にしたスポーツ特別選考の募集をこれから考えて、充実させていかななくてはならない思っております。

それから、指導力不足を採用の段階でどういうふうに見抜くか。たぶんこれはどこの県にとっても難しい課題ではあります。採用試験では、一定の限られた時間のなかでたくさんの受験生を選考していくものですので、ある程度の期間一緒にいればおおかたの指導力が分かるようなことが、短い時間のなかでは見抜くことができなかつたことも確かにあります。それをなるべく抑えるために、面接での言葉をそのまま受け取るだけではなくて、それ対して、何をしたんですか、そのしたことによって、どういう成果が現れたのかというようなことを聞かせていただいています。そのなかで、採用試験用に知識を身につけて述べているだけじゃなくて、しっかりと教育について考えてみえることがわかる、あるいは子どもたちに対する愛情がその方の過去の行動のなかに見えてくるような面接を行おうと、面接の研修会を充実させております。単純な面接をしているだけでは、わからないようなことを掘り下げていくテクニックも面接官のみなさんがたに持っていただくことを考えております。ただ、人手不足の採用のなかで、指導力不足の方がまったく入ってこないようにするという劇的な方法はないのですが、検討中です。

司会：質問者の趣旨をちょっと補足しますが、加点の幅というあるんですか。5点と3点と1点とかの基準とかはありますか。

三重県：加点は今年が初めてではありませので、昨年、一昨年行った結果を見てどの程度であるのが必要かということ調整をしながら毎年行っております。

司会：なにか絶対的な基準で、こういう場合は3点とか、そういう明確なものはどうでしょうか。

三重県：それぞれの加点の項目がありますので、それぞれの加点する点数を決めております。たとえば、ポルトガル語の会話能力等につきましては、その方の面接をし、ランク付けをした上で加点します。司書教諭などの資格につきましては一定の点を、また複数免許状等につきましても一定の点を加点するということにしております。

司会：加点については、複数のいくつかの大学からのご質問がありましたが、よろしいでしょうか。いまのご説明で。加点についてまだなにかございましたら、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、3県に共通してのご質問にそれぞれお答えいただきながら、全体のフリーな議論に移っていきたいと思います。順不同ですが、一つは、平成19年度の採用試験に採用枠の

ない教科がありますが、特に中・高に関して3県での今の状況からの見直しをお知らせいただきたい。それから、栄養教諭の採用見直しについて、3県からお教えくださいとのことです。栄養教諭に関してのご質問は、2大学から来ております。それから、試験の選考結果の評価についてどのような基準でつけられているのでしょうか。ABCDEというふうに、あるいは得点圏別何%とか評価の基準についてお教えください、ということでございます。それから、情報の教員については、現場では不足しているとの声をよく聞きますが、複数免許を持っていないと今後も採用が難しい状況なのでしょうか。今後の採用の方針などをお教えください。情報の免許についてのご質問です。それから、教員として求める人物像で、果たして教員採用選考試験でどの程度人物というものが評価できるのでしょうか。しっかりと人物を見ているのなら、先ほどの指導力不足などの問題がでるのはどうしてでしょうか。やはり、人物という場合に人物を見極めるというその点の評価において大変ご苦労されているでしょうが、ご説明願いたいとのこと。それから、残念ながら今日の大学教育のなかで高度な専門性を育成するのは困難になっていると感じている。採用後にそうした専門性を専門的な指導力知識などを高めて、あるいは高めていく政策は何か考えられているのか。採用後の指導力アップ、特に専門性に関しての研修といいますか、なにか補足は考えておられるかということでございます。愛知県さんからよろしく申し上げます。

愛知県：採用枠につきましては、先ほどの受験案内のブルーのところ今年度実施しました採用教科がございますが、実は高等学校につきましては、美術が今年度採用ができなかった教科でございます。高等学校の音楽については、ここ3年ほど採用ができない状況が続いております。なお人事異動のなかで、学校から状況等を収集しているわけですが、やはり芸術系の教科については、異動のなかでも過員が心配されるような状況でございまして、退職者の状況を見ても採用をしていくのが難しい状況が続くのかなという状況でございます。ただ、正式な決定は年度を明けてからになりますので、現時点ではその点しか申し上げられなくて申し訳ありません。それから、栄養教諭につきましては、実は所轄の方が健康学習課の方になっておりまして、少なくとも採用試験を行うとかたちでの任用は来年度はないということでもあります。私がここで申し上げる立場ではないのですが、試行というようなかたちで来年度、再来年度も任用していくと、私は聞いておりますが、少なくとも採用試験を、教職員課が行うという形はただいまの時点ではございません。

それから、評価につきましては、一応基準になる点数はA～Eまでの5ランクに設定いたしまして、つけていただいております。筆記試験等につきましては、上位から2割ずつ明確につけているということです。それから、情報の採用数でございますが、先ほどのブルーのところです。高等学校の情報、今年度4月に採用した方については7名の合格というあります。本日お配りしました資料の方には、18年度採用の情報の方を4名の合格と書いてございます。実は、情報というコース等を持つ学校については単独で配置ができるわけですが、情報の授業というのは理科とか数学の方が情報の免許も認定講習等で、高等学校教育課が行

う講習でですね、取得されていて、一緒に行くという形が多いものですから、定数1として需要が安定してでてくるかと言いますと、難しい状況がありまして、今後も安定して情報の採用数を確保していけるかどうか、情報の採用数が今後少なくなってしまうという可能性もあるというような状況でございます。あと、最後の2点につきまして、非常に難しいご質問になります。一生懸命人物重視ということで、先ほど三重県さんからもお話がありましたように、面接委員の研修会等を開いて面接を行います。しかし、昨年度採用した方のうち15名ほど中途退職をされたんですね。それまでにない数だったんですが、ご家庭の事情でやめられた方ももちろんおりますが、どうも、うまく教員という仕事に適應できないというような事情の方もございました。追跡調査といいますか、面接点等を調べてみますと、かなり点数を、筆記試験だけでなく面接でもかなり高い点数を獲ってる方もいらっしやって、なかなか難しい問題もあるなといったところですが…。高度な専門性指導力アップについては、総合教育センターの所管となりますが、本日そういうご要望があったということは、私どもからまた伝えさせていただきたいと思えます。

岐阜県では、お願いします。岐阜県の方です。6点ほどあったかと思えます。

まず第1点の採用枠のない科目等があるかどうかということですが、愛知県さんと同じように高等学校の方にその可能性がございます。これは定かになるのはもう少し後ですが、今年度も実際ございましたし、中学校の方では今のところないということがございます。

2点目です。栄養教諭の採用についてです。これも主管課はスポーツ課というところになるんですが、実は、昨日議会が終わったところなんですが、県議会の方でもこの同様な質問をお受けいたしました。現在3点について検討しております。1点は、採用をするかしないか、ということです。2点目に、どれだけの規模で採用するならば、するのか。3点目に今言っている採用というのは、いわゆる栄養職員さんから栄養教諭への任用変えのことについてでございます。文科省の方もこれの特例といいますか、単位が少なくして任用変えできるようにということで、免許を取るように言っていると思えます。任用変えするだけなのか、あるいは、新規の採用者、つまり19年度から短大等でこの免許を持った有資格者が出てきます。その後に四年制大学が出てきます。その後、新卒者の採用を考えなくてはいけない。その3点を今検討しているところです。実際は18年度はございません。19年度からどうしていくかということを検討の最なかです。

3点目です。選考結果の情報提供ですが、岐阜県では、A,B,Cというランクで上位の者からやっております。これは、割合ではなくて、点数で、総合の点数ということをやっております。上から、何点まで、何点までということで、同じように教科が、どの教科も同じようにというふうになりますと、ある教科ではAのランクの者が1名とか2名という者もありますし、ある教科ではもう少し多いということもあります。

4点目です。情報についての免許等のことでしたが、先ほどもお話ししましたように、まだ岐阜県では採用していない段階ですので、これも採用の有無もふまえて検討させていた

だくということでお許しください。

5点目です。一般教職教養の試験と人物重視ということですが、大量採用になってきましたので、岐阜県として一番配慮していることは、条件付き採用期間の厳格な運用ということ掲げております。多くの企業の方に聞きますと、採用して初年度あるいは二年目まで位に退社される方は教員よりも多い数で出ているということをおっしゃいます。ところが教員は一度採用されるとほかに転職することは考えなかったという方が多いと言うことです。ただ、見ておきますと、精神的にまいってしまわれる方や、あるいは他の職のほうが自分はあるのではないかなど、一生一つの職という感覚が昔ほどなくなってきておりますので、そういう方もお見えになりますので、条件付き採用期間の評価を今まで以上に厳密にさせていただいて、そうして、不採用もあり得るということで、対処していきたいというふうに考えております。

6点目です。採用後の専門性をどう高めるか。これについては、岐阜県は初任者研修はもちろんですが、2年目の研修も在勤校でやっていただくというシステムで、これもまた研修管理課というところが中心となってやっております。もちろん初任研が終わったら、ほっとするのでなしに、ご自分のライフステージにあった研修ということで、特に1校目2校目までは丁寧にやっていっておりますので、そこで専門性を高めていただくということです。以上です。

司会：ありがとうございます。

三重県：三重県からです。平成19年度の採用の枠がないということについてですけど、三重県も同じように技能教科については、採用のなかった部分は要項の裏を見ていただきますと、パーを引いてあるところですよ。高校の技能教科、あるいは、工業、地歴公民のところ集中しているかと思えます。中学校の方は美術と家庭科がはじめて採用がなかったといったことがありました。来年以降の見込みについては、配置等を考えて検討することでございますので、今のところお答えすることはできませんが、今年、中学校の美術、家庭科の採用がなかったので、来年引き続きということはないのではないかなというふうに考えております。それから、2点目、栄養教諭の採用の見通しについてなんですが、三重県でもやはり主幹課は別の課になっておまして、現職の方の任用変えや新規の採用について検討し、最終段階に入っているかと思えます。この時点でどういう判断になるかということをはっきり申し上げることはできないですが、それぞれ実施の方向で検討が進んでおります。それから、A～Eという評価基準についてですが、これはあくまで目安ということで、上位何パーセントのところにいるということで基準を設定しています。

情報の採用につきましては、三重県は平成16・17・18年と続けて行っております。複数免許につきましては、複数免許の枠を軽減した後に全教科に拡大をしております。この方向は今後変わらないかと思えます。

それから、指導力不足の教員を生まない採用のためにどのような評価をするかということ

です。指導力不足で出てくる方というのは基本的に40代、50代の方が多いわけですが。大量採用の時期に採用された方のなかで、その後、努力をしなかった方が結構出てきます。最近採用された方で指導力不足で挙がってくる方も稀にはいますが、厳選されたなかですので、その頻度はあまり高くありません。条件付採用の可否内申を厳格に運用していくということに関しましては、三重県も同様に考えております。今までのところ、条件付き採用で否となった方はいませんが、今後は状況に応じてそういう決断をしていく必要があると考えています。採用後の研修につきましては、総合教育センターで、それぞれのライフステージに応じた研修や各教科ごとの研修などのさまざまなプログラムを用意して行っております。以上です。

司会：ありがとうございました。それでは、まだ少しご質問がきておりますので、追加的に質問させていただきます。栄養教諭に関心がおありの方が多い、高いようで、その場でも結構ですので、栄養教諭に関する考え方で、複数免、例えば小学校免許と栄養、家庭科と栄養とかそういう考慮をされるかということをお聞かせください。ということで、栄養教科を複数免としてのメリットはありうるかということです。フロア答えづらいのは承知の上ですが…。

司会（笑）いかがでしょうか。

愛知県：ちょっと先ほども申し上げましたように、新規採用の方の採用試験については、今後、検討に入ります。岐阜県複数免といいますが、いま認定講習等をやられているのは栄養職員の方です。教員の免許状を持ってみえる方には、単位が少なくとも栄養教諭の免許を出すという方向でやっているところです。だから、複数免を持っているからメリットという考えはありません。栄養教諭の免許をお取りになった方が有資格者として対象となると岐阜県では考えております。以上です。

三重県：岐阜県さんとまったく同様です。

司会：よろしいですか。それから、岐阜県さんへの質問がありまして、要項の1頁の3の(3)特殊教育小学校において必要とする免許について、高等学校の地歴・公民がない理由を教えてください、と来ています。質問の方、直接どうぞ。フロアBの(3)番で、特殊教育諸学校に応募する上で、必要とする教員免許状というのが、ア～エまで示されているんですけども、エのところ、中学校の免許と高校の免許の以下のものの両方持っている応募できるということなんですが、ここに並んでいる免許の中に地歴公民だけがないんですね。これは、あの、どういう理由なのかということをお教えいただきたいんですが。岐阜県小中担当と高校担当で採用をやっておりますので、ちょっと今詳細なところは私分らないので、戻りまして、高校担当の者にその旨伝えまして、申し訳ないですけど、幹事の方にお答えしますので、よろしいでしょうか。フロアよろしく願いいたします。

司会：それから、三重県では高校情報または福祉で申し込む場合、他の普通免許状を有することが条件になっていますが、愛知県・岐阜県ではどうなのでしょう。と。情報の免許で、情報の科目で採用する予定がないということもございしますが、情報または福祉で申し込む

場合、他の普通免許状を有することが条件になっているけれども、愛知県、岐阜県ではどうかということ。また、三重県は今後もこの条件を続けるのでしょうかということ、3県それぞれお願いします。

愛知県：現在のところはまだ、情報で受験していただく方は複数免を有していなければいけないということは考えてはおりません。ただ、さきほども申しあげましたように、学校の要望としてはですね、情報だけではなく他の免許も持って来てもらえるありがたい、という声は聞いているんですけども、具体的にはこういうことは考えてはおりません。以上です。

岐阜県：先ほども申しあげましたように、岐阜県では採用も含めて、検討しておりますので、なんとも申しあげられません。司会三重県では、今後ともこの条件を続けられるのでしょうか。

三重県：先ほどお答えいたしました通りです。

司会：はい。それからちょっとやや難しい質問が来ています。まだ見通しのつかない部分が多いけど、教員免許更新制を導入する案が中教審で検討されていて、先日、中間報告が出ました。こうした動向について、各県教育委員会はどのようにお考えかということです。これはむしろ全体での議論に移したほうがいいかもしれませんが、何かそういう教員免許のあり方について、県教育委員会内部で検討されている事柄、ふだんから問題意識を持って検討されていることがあったら、せっかくの機会ですので一言いかがでしょうか。急に振って申し訳ないのですがいかがでしょうか。もちろん個人的なお考えというや感想でもよろしいです。

愛知県：実際に免許を出す点として言いますとですね、最近教壇に立たれていない方でも免許を持っておられる方が多数いるということで、今現在免許を持っている方すべてに対して、一定の期間をおいて免許をまた更新するという、運用上の方法なんですけれども、そういう方法になってくると正直、事務的な問題としてどのようにしたらいいだろうというところ、かなり心配をしておったんですが、現在のところそういう動きは、大丈夫かなということで認識おります。新たに新規採用していく方については、たぶんに興味をもって、いろいろな情報を収集しているというところ、この程度でお願いします。

岐阜県：これも私見になると思うんですが、何のために免許を更新するかということを考えなくてはいけないということ、担当の者とも考えております。ある一定の期間の研修を経て、10年なら10年で研修を経てまた免許を更新する。そうすると私たちが考えるべきことは、その研修の中身、本当に目的にあった研修であるかどうか。ある一定の期間で、本当に更新させるだけの根拠を得られるかどうかということ、これを大事にしていかないと、中身がなくなってしまうということをいつも言っております。以上です。

三重県：やはり、研修は採用されたあと、退職するまで続けるものであって、更新の時期に研修をとるだけでは足りないと思います。そういうことを怠っている方に対するひとつの歯止めというか、そういうかたちで考えられているのかなとは思いますが、主旨としては、常日頃の研修を進めていくほうが大切だと考えます。

司会：ありがとうございます。私の手元に届いているご質問は全部紹介させていただいたつ

もりですが、少し見落としがあるかもしれません。何かご質問はございますでしょうか。最後ですが、こういう教育委員会の方とわれわれが同じフロアで話し合うということはなかなかなくて、私たち、この場を大事にというか、貴重なものだと思っておりますが、またご要望というかお願いというかそういうことはまた、さまざまな場ですることになると思いますが、教育委員会の側から見て、教員採用養成に当たっている大学に対して、要望・意見というか、苦言というか、ご指摘いただけることがあったら、最後に、今日のほかの県の報告を受けて、補足も含めて最後に少し各県ずつ一言ずつお願いしたいと思います。では、順番にお願いします。

愛知県：採用数のほうは先ほど申し上げましたように、今後安定した数を確保できるのではないかと考えております。ぜひ教員にという方を一人でも多く受験していただけたらなと思っております。それに伴いまして、辞退者もですね、今年度すでに150名ほど出ております。昨年度よりもさらに増えております。昨年度急に辞退者が増えましたけれども。ただ、われわれとしては、各県含めて、たくさんの方に受験していただくということが採用者のレベルを維持していくために必要だと思っております。また大学にこちらから出向いて説明会等させていただけるとありがたいと思いますので、教職員課の県立学校人事部のほうへ、こういう日にちで説明会をさせていただけるというような情報がございましたら、お教えいただけましたら、私ども、直接ですね、学生さんにいろんな情報をお伝えする時間を取らせていただきたいと思います。今後ともよろしお願いいたします。

岐阜県：岐阜県のほうですけど、ひとつこれだけはお話させていただかないといけないなと思っていたことがあるんです。新卒の方、いわゆる学卒の方ですね。学卒の方が人物重視ということでだんだんと不利な状況に追い込まれてきているのではないかとということです。ちょうど昨日、民間の面接員の方との反省会を実施させていただいて、そのなかで民間の人事担当の方がおっしゃったんです。『びっくりしましたが、新卒じゃなく既卒者がこれほど受けている採用試験というのは、教員採用試験だけじゃないんでしょうか。企業にこられる方のほとんどは新卒者です。例えば、同じ業種、教員になろうと思って、何年も講師をやられた方がまた受けにみえるというのは、企業ではほとんどないんじゃないか。』と言われたんです。なるほどなあと思ったんですが、それだけいま、新卒にとって狭き門になっているのではないかとこのように危惧をされることもあるかと思うんです。ちょっと調査してみました。そうすると、今、先ほども私、話の中に述べましたように、大体4分の1よりもう少し多いくらいが新卒者の割合なんです。新卒者は、一次の筆記試験には強くて、二次の人物重視の面接には弱いというふうに認識されているようですが、ここ数年の一次と二次の通過率をとって見たんです。そうしたら、一次を通過した者と二次を通過して内定者になった者との新卒者の割合はほとんど変わりませんでした。新卒の方が、個人面接とかグループ討議やスピーチ・テストに弱いということにはなっていないんです。

つまり、民間の方ももちろん私たち教育関係者の面接官ももちろんですが、新卒者には新

卒者のフレッシュさといいますが、そういう人間としての面を見えています。例えば、面接に慣れたマニュアル的なそういう受け答えはもう見抜いていますよということで採用しています。それが本当の人物重視ということでございますので、決して二次が面接重視で、面接のときに不利になるということではないということをお伝えしないといけないというのが1点目です。それから、もし、お願いできることであれば、いま岐阜県のほうでもいくつかの大学がお在りになりますが、特に新卒者の方には、4月1日にはもう直接ベテランの方と横並びで学級担任をやってもらったり教壇に立ってもらうんです。したがって、実習の間だけではなく、採用される前にボランティアをすとか、大学側からどこかの学校に入れていただいて、ある一定の期間その現場の空気に慣れ親しんでいただくと、初任者の条件付採用期間に『やっぱり空気が合わない』とか『一人で悩んでしまう』ということはだいぶ解消できるんじゃないかと思っております。

司会：ありがとうございます。

三重県：大学のほうでは専門的な知識・技能というのを習得するという機会で、さまざまなことをやっていたかと思うんですが、私も教員ですので、大学で学んだことというのがどれだけすぐ学校現場に活かされたかという、あんまり活かせなかったかなという気がしているんですね。これは個人の問題ですので、普遍的な言い方はできません。ただ、その大学のなかで現場に出たときに、直接使えるような実践的な技能を指導していく方向にどんどん変わってきているというふうに聞いております。ですので、生徒指導のあり方とか、あるいは教材研究をして、どういう風に授業を組み立てるのかとか、すぐ生きるといった実践的な授業を大学のなかでしていただくというようなことは、学生本人にとっても、新採の担任に教えてもらう子どもたちにとっても幸せなことじゃないかなと思います。それから、どここの県でも行っていますが、人物重視という点なんです。大学まで来てしまった学生について今さら人格をどうこう指導するというのは難しいと思います。

ただ、教育のなかでは、子どもの思いをいかに読み取るか、それから、同僚あるいは保護者などとの人間関係をいかに作っていくということは最も大切な基本になっているんだと思っております。それから、何か問題が起きて逃げずに新しい方法に挑戦していくような姿勢が大切なんだということを常日頃から言っていたら、『これって教育のなかで必要なんだな』というようなことを認識してもらって、そちらの方向に自分の考え方や行動を合わせるように動いていけば、少しは違うんじゃないかなという気がします。先生方は学生と常日頃接してみえますので、私たちの採用担当者が、短い期間で学生と接してその人となりを見るよりもはるかに見抜いて見えるわけですから、教員になっていいかどうか、向き不向きというのは分かってみえると思うんです。免許が取れたんだから受験に行こうというのではなくて、あなたの人生考えたらこっちの道のほうがいいよ、というようなことを示唆してあげるとしても大切なことじゃないかと思っております。本当は、研究者に向いているんだけど、教育者への道に進んでしまったがために、子どもとの付き合いのなかで悩んでしまったり、

親との話し合いのなかでうまくいかなくて、鬱になってしまいやめてしまうということがあります。ですから、あなたは教育とは異なった分野ではかなりいい面を持っているから、そちらのほうの道を進みなさいというふうなことを言っていたのも大切なことと考えています。

司会：ありがとうございました。個人的には、ふだん学生と接していて、今言われたとおりのことを思いながらも、『でも、4年間がんばったんだし、本人はなりたがってるんだし、がんばれ』という方向にどうしても行きがちな指導のなかで、いろいろ考えさせられるご指摘でございました。でもここからいろいろとふだん皆さん、先生方ご苦労いただいている教員養成の課程の実際の場面でのいろいろな問題と教育委員会との相互の意見交流ということになっていくべきだと思います。実際に、指導力の向上、人間性、専門性、そういったことを高めるといことは、どっちかだけあればいいということ、あるいはどこかだけでできるという問題ではなくて、やっぱり、お互いの役割認識を理解しながら、やっていくということが必要だろうと思います。そういう意味で言えば、今日のいろいろな問題を含めて、単に採用されるかどうか、どうしたら採用してもらえるかということだけではなくて、教員の資質・向上、全体に向けての役割を確認しあっていく、そういう場をさらに深めていく必要があるかなあと、進行役をしながら思っておりました。

昨年できなくて、2年ぶりでしたが、やはり毎年この場というのは非常に貴重な時間であるということを改めて受け止めさせていただきました。少し時間が超過しておりますが、今回の教育委員会からのお話をうかがう研究会は、これで終えさせていただきたいと思います。どうも3県の先生方、お忙しいところありがとうございました。

世話人代表：各県教委の方ありがとうございました。最後に酒井先生がまとめてくださったんですが、量的には教員採用は増えている時期ですので、私立大学で教員採用の学生を養成する側から見ると、実際に採用試験にチャレンジし合格をしてもらうということが必要です。しかし同時にさまざまな面で質的な向上を考えざるをえなくなってきています。他方、同時に学生のさまざまな面での力量を上げてゆく必要があると考えております。同時に、先ほどの質問にもありましたけれども、免許更新制や教職大学院など制度的な変化が養成側にとっては大きな壁になりつつあります。採用に関しては当然ですが、そういう大きな制度的な問題も含めて、各県教委とはこういう研究会を継続的に開催し、意見交換や検討を重ねていきたいと考えています。またその時期には、各県教育委員会の方にはご協力願いたいと思います。今日はありがとうございました。

〈図書紹介〉

犬山市教育委員会編著

自ら学ぶ意欲を育む教育文化の創造

黎明書房 2005年刊 2800円

本書は独自の教育改革を進めている犬山市の試みの第2弾の報告である。2003年に出された『犬山発 21世紀日本の教育改革』（黎明書房）は、制度に重点を置いて改革の経緯を解説したものであったが、本書は実践がどのように変わったかに重点が置かれている。

犬山の改革は、これまでの行政主導の改革のスタイルであった「器の改革」とでも言うべき、形だけの改革から、「中身の改革」という、改革の本来のあるべき形を実現しようとしてきたところに特徴がある。具体的には授業を中心とした教育実践を本当に変えるための仕掛けをさまざまに施してきたのである。

合言葉は「学びの授業づくり」であり、それを教育現場が主体的に進める「学校の自立」である。目に見える改革として、少人数授業形態をはじめとする複数教師によるチームティーチングを可能にするための多人数の非常勤講師の採用、教師のカリキュラム開発力の成長を念頭においた副教本づくりがある。また、子どもの学習環境の更なる整備のために、30人程度学級の実現に努め、2学期制の導入による教育評価システムの見直しとカリキュラムの自主編成などをあげることができるが、それらは豊かな実践への想像力を背景に持ったものであり、よりよい教育を築きたいと願う教師たちへの支援という構えが一貫している。

本書は、実践者による24件の実践の報告と、改革の成果に関する実証資料の検討、さらには中身の改革のための市教委、校長会の努力の経緯の解説からなる。執筆者は60名に及び、市教委と実践現場の関係がパートナーシップで結ばれていることをうかがうことのできるスタイルにもなっている。

筆者は責任編集を務めたこともあり、自画自賛ではないかとの印象もおありであろうが、犬山の改革は教師たちを元気付ける仕掛けに満ちており、実際に子どもたちに望ましい方向の変化が見られている。建設的な改革事例として、その積極的側面を知っていくことは有意義ではないかと考えるのである。

中京大学 杉江修治

〈図書紹介〉

J.アイルソン・S.ハラム著（杉江修治・石田裕久・関田一彦・安永悟共訳）

個に応じた学習集団の編成

ナカニシヤ出版 2006年4月

個に応じた学習指導法実現の唯一の選択肢であるかのように習熟度別指導が推奨され、実際に教育現場に高い頻度で取り入れられつつある。佐藤学氏の『習熟度別指導の何が問題か』（岩波ブックレット）をはじめとして2、3の批判的書物が出されているが、その一方で習熟度別指導の実践化を促すための教師向けの著書は極めて数多く出されている。

今から10年ほど前には、教師たちの多数が、自身の経験に基づいて、習熟度別指導は課題が多く、積極的に取り入れるべきではないと考えていた。近年の教育改革の多忙の中で、教師たちの思考が停止したのか、習熟度別指導はいつの間にか疑念なく効果の上がる方法として教育現場に蔓延しそうな風潮が見られる。

習熟度別をまともに研究している研究者は日本にはほとんどいない。国内では、実践研究はあっても、実証研究は皆無に等しいということをご存知の方はむしろ少ないだろう。

本書の訳者は日本協同教育学会に集う者たちである。集団のダイナミクスを生かす学習指導法を心理学の立場から追求してきた者にとっては、習熟度別指導の問題点には敏感にならざるを得ない。協同学習研究者にとっては、外国の実証研究の文献の検討を通して、佐藤氏の著書にあるような習熟度別指導の課題はすでに自明であった。ただ、国内に、習熟度別の課題を実証的に明らかにした情報源がないため、広く問題を訴えることができない現状があった。そこで、やや急いで翻訳を試みたのが本書である。

習熟度別指導が文化の中に定着しており、一方、その問題性も一貫して指摘され続け、研究が続けられてきているイギリスでの実証研究が本書の内容となっている。実証的成果を踏まえこの問題を議論するための重要な情報がここには込められている。

さらに、イギリスの教育事情も、学級編成という課題を通して様々に知ることができる。イギリスは今、日本の教育改革を促すモデルとして、一部の教育政策決定者たちの間で使われているように思われるのであるが、本書を読むと、イギリスの教育実態と日本のそれとがいかにか違うものであり、それを考慮しない形だけの模倣がいかにか危険な改革になりうるかということについても有意義な示唆の得られる内容となっている。

中京大学 杉江修治

東海私教懇 2005年総会事項書

2005年度総会次第

日時：2005年5月14日（土曜日） 14：30～15:15

場所：南山大学 名古屋キャンパス D棟6F D61

- 審議事項
- 1号議案 2004年度活動報告
 - 2号議案 2004年度会計報告および会計監査報告
 - 3号議案 2005年度活動計画
 - 4号議案 2005年度予算案

1号議案 2004年度活動報告

1. 2004年度総会記録

1. 日時2004年5月29日（土）14時00分から14時45分
2. 会場愛知大学車道校舎12階 K1205
3. 審議事項
 - 1号議案2003年度活動報告
 - 2号議案2003年度会計報告・会計監査報告
 - 3号議案2004年度活動計画
 - 4号議案2004年度予算

昨年度の活動報告・会計報告、本年度予算・事業計画が、原案通り承認された。

なお、引き続き2004年度第1回定例研究会が、同じ会場で開催された。

2. 2004年度定例研究会

下記の通り、2回行った。

なお、当初予定していた「教育実習に関わるアンケートの総括」の研究会はアンケート実施の体制が整わず、実施できなかった。また、教員採用に関わる教育委員会との懇談会・研究会も諸般の事情で時機を逸したため開催できなかった（後述）。

第1回定例研究会

日時：2004年5月29日（土）15:00～17:00

場所：愛知大学車道校舎11階 K1104教室

テーマ：教育実習をめぐる諸問題とその対策

(1) 教育実習受け入れ制限問題：話題提供宮川充司氏（椋山女学園大学）

(2) 教育実習謝金問題：話題提供酒井博世氏（名城大学）

司 会：田子健氏（南山大学）

当初の計画（教育実習に関わるアンケートの総括）を変更し、文部科学省から急に打ち出されてきた「教員専門職大学院」、およびこれを先取りするかのような特別プロジェクトに関して、田子氏から、この問題の背景を踏まえて問題提起していただいた。

3. 世話人会

以下の6回の会合を開催したほか、MLによる情報交換を行った。

昨年度は、全私教協総会・研究大会に関連する問題（会場・宿泊・企画など）が多かった。

第1回世話人会

日 時：2004年5月29日（土）15:00-17:00

場 所：愛知大学車道校舎11階 K1104教室

活動報告、予算に関して総会で指摘された点の確認、今年度の世話人会体制、事務局引き継ぎに関して議論した。

第2回世話人会

日 時：9月11日（土曜日）13:00-15:00

場 所：南山大学名古屋キャンパスD棟6階会議室

第2回研究会終了後に開催し、アンケートの実施、全私教協総会・研究大会（東海地区）、東海私教懇の運営について（経常的課題）、およびその他に関して議論した。

第3回世話人会

日 時：12月11日（土曜日）13:00-15:30

場 所：愛知大学車道校舎11階 K1105 事務局引き継ぎ後の東海私教懇運営に関して報告・議論し、全私教協総会・研究大会および開催校のサポート体制について議論した。

第4回世話人会

日 時：2月5日（土曜日）14:00-17:00

場 所：愛知大学車道校舎12階 K1201教室

2005年度全私教協総会・研究大会、その他について議論した。また、全私教協運営委員会、会報の進行状況、その他について報告があった。

第5回世話人会

日 時：3月24日（木曜日）14:00-17:00

場 所：愛知大学車道校舎11階 K1101教室

2005年度全私教協総会・研究大会について議論した。2005年東海私教懇総会について日程・内容を決定した。また、資質向上検討協議会（2月22日）、会報の進行状況、その他について報告があった。

第6回世話人会

日 時：4月23日（土曜日）14:00－16:00

場 所：愛知大学車道校舎11階 K1101 全私教協総会・研究大会についてプログラムに基づき、当日の協力体制を議論した。また、2005年度東海私教懇総会の運営、その他について議論した。

4. ニュースレター

本年度は発行できなかった。

5. 東海教師教育研究

第20号発行を予定したが、未刊行であるが、近々発行する。

東海私教懇20周年ということで「記念号」として、発足当時のメンバーの何名かの方に執筆を依頼した。しかし、すでに退職された方が多く、御執筆いただけたのは少数にとどまった。

また、過去の会報をPDF化する作業は終了したので、CD-ROMに焼き付ける作業に入っている。（本日、見本を配布。2005年全私教協総会参加者に配布の予定である。）

6. 加盟状況

昨年度から加盟状況に変化はない。

2004年度の加盟校数41校（大学28校、短期大学13）、うち全私教協（全国私立大学教職課程研究連絡協議会）加盟校は大学19校。

7. メーリングリストおよびホームページの整備

世話人会専用のメーリングリスト（tkskk）は既に活発に利用されている。また、加盟校メーリングリスト（tkskk-ml）を用いた情報交換を行っている（全加盟校をカバーするには至っていない）。また、ウェブサイト（<http://virgo.aichi-u.ac.jp/~tkskk/>）を更新した。

2号議案 2004年度会計報告および会計監査報告

2004年度会計報告・決算報告

昨年の総会の際に指摘があったように、会計年度を総会開催に合わせて6月1日から5月31日とした。他方、今年度は、全私教協総会・研究大会開催を来週（5月21・22日）に控えているため、本総会時期を2週間ほど早めた。そのため、5月末までの予算が未執行のまま大幅に残ることになった。

そこで、5月10日までの執行分についてだけ会計監査を受けることとし、未執行分について5月末までに支払いが確定しているものを「支払い予定」として計上し、来年度繰越金を計算した。

総会后、5月31日付で本年度決算を行い、新年度に移行する。決算については、決算後に世話人会を経て、会員校に報告する。

2号議案 東海私教懇2004年度決算（案）

2005年5月1日－2006年5月31日

支入の部

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	¥ 446,185	
会 費	¥ 720,000	40校分
過年度会費	¥ 0	
利 息	¥ 4	
その他	¥ 10	口座開設用
合 計	¥ 1,166,199	

支出の部（2005年3月31日）

項 目	小 項 目	金 額	内 訳
講師謝金・交通費		¥ 50,000	全私教協大会分科会講師謝金・交通費
通信費		¥ 19,650	研究会案内・資料郵送費など
事務局運営費			
	消耗品費	¥ 22,857	文房具
	会場費	¥ 0	
	複写費	¥ 5,836	
	世話人交通費	¥ 57,000	
	世話人代表諸経費	¥ 20,000	
	その他	¥ 10,000	小木曾先生御香典、研究会茶菓子代など
アルバイト謝金		¥ 17,500	発送業務、CD-ROM, コピー、世話人会など
印刷費		¥ 0	東海教師教育研究21号（次年度繰越）
		¥ 205,800	会報 PDF, CD-ROM (500枚)
その他		¥ 10	口座開設費払い戻し
支 出 合 計		¥ 408,653	
次年度繰越金		¥ 757,546	

3号議案 2005年度活動計画案（案）

昨年夏あたりから、義務教育制度改革や教員養成制度改革案が矢継ぎ早に提起された。その内のいくつかはここ1～2年の政策日程に載せられている。前回の教育職員免許法改定に伴う課程認定を終えて、いくつかの問題やトラブルを残しながらも、会員各大学はようやく安定した教職課程運営が行える状況になった矢先に、教員養成制度そのものの土台を揺るがす激震が予告されたに等しい。他方、こうした制度的改革の提案は、現在の教員養成制度そのものに潜む歴史的・構造的な弱点を衝いていることも確かである。

こうした状況にあっては、東海私教懇も、教職課程運営に関連する諸問題に関して従来通り引き続き取り組むとともに、教職課程そのものに死活的に関係する新たな政策的・制度的問題に関して積極的に取り組むことが必要である。

この点を踏まえて本年度は以下の事項を中心にした活動を行う。

1. 教員免許の更新制、専門職大学院など教職課程・教員免許制度に関わる政策動向に関して情報収集・情報交換を行い、研究に努める。
2. 会員校における教職課程の科目・教育内容・水準に関して情報交換をおこない、質的向上のための研究に努める。
3. 東海地区における教職課程教育・教師教育のさまざまな連携のあり方を検討・研究し、将来における教職課程の地域的連合（コンソーシアム）への方向を研究する。
4. 教育実習受け入れ状況・受入期間、介護等体験、教育実習謝金問題など教職課程運営の具体的諸問題を情報交換する。
5. 採用問題・採用状況を中心とした研究会などを開催する。
6. 各県・名古屋市の採用試験以外の採用機会に関する情報の収集と加盟校への通知に取り組む。
7. 全私教協の組織改革に伴って、東海私教懇の組織改革を検討する。
東海私教懇を全私教協の地方支部とし、会長校大学・幹事校大学を設置し、事務局が全私教協会費納入業務の代行をおこなう、など。

具体的には、以下の事項に取り組む。

- (1) 上記の1～3に関しては、本懇談会内に新たな研究会ないしワーキング・グループ（WG）を発足させ、事務局の日常的運営とは別に研究会活動していただく。当面、一つの研究会ないしWGを置き、会員校からメンバーを募り、一定の予算上の裏付けを行う。研究会・WGの責任者が独自に予算を執行し、年度末に決算報告を行う。
- (2) 上記の7に関しては、発足の経緯、全私教協への加盟、短期大学など、クリアすべき問題は多い。今回の総会（本日）で提起し、今年度中に改定案を提示して会員校に検討を願い、来年度総会での改訂を検討する。
- (3) 中学校教育実習期間・謝金問題などについては、随時情報を提供する。

- (4) 教師教育の機関、関係者との研究協議ならびに情報交換を促進する。教育委員会や教育事務所等から、非常勤講師情報を収集し、加盟校に通知する。
- (5) 会報『東海教師教育研究』、ニュースレター、ウエップ・サイトなどを通して、研究成果の公表と情報交換を図る。
- (6) 加盟校相互の積極的な情報交換・情報共有のために、メーリングリスト、ウエップ・サイトの一層の活用を図る。これについては、管理者負担を軽減し、利用の簡便にするためにホスティング・サービスに移行し、そのための予算措置を行う（別紙【参考資料】を参照）。

現在まで、太田（愛知大学）が個人的に設置したサーバ上で、メーリングリスト（会員校用、世話人会用）およびウエップサイトを運用してきた。そもそもは世話人会の連絡用として始めたが、徐々に拡がり、ウエップサイトにも登録者が増えている。しかし、学内サーバのために、利用上さまざまな制限があり、またトラブルにすぐに対応できないことも多々あった。他方、ウエップサイトも同様な問題を抱えており、十分手を入れて運用していくことが出来ていない。そこで、外部のホスティング・サービスにメーリングリストとウエップサイトを移行して、情報交換、情報伝達の機能を拡充したい。また、これによって、郵送作業が大幅に減少し、事務局の経費・手間も大幅に省ける。（事務局が移転した場合も、世話人代表にそのまま引き継げる。）各校の代表者（事務局・教育職員）各一名は必ず登録して頂きたい。できれば会員校の教職課程担当の教職員すべてに登録願いたい。

- (7) 新規加盟校の勧誘を図る。
- (8) 会員校の教職課程所属教員の名簿を作成し、交流・研究活動を一層充実したい。

東海私教懇も20年を迎え、草創期のメンバーも退職される方も多くなり、他方、あらたに加わった方も多く、世代交代の時期を迎えている。会報への執筆依頼や世話人をお引き受け頂く方も固定されてしまっているきらいもある。そこで、教職課程所属教員の研究・選考分野を含んだリストを交換し、さまざまな研究活動WGなどのメンバーになって頂き、活動をより活発化したい。（本日の総会でお認めいただければ、その報告をお送りする際に、名簿提出を依頼する。なお、本懇談会には個人情報保護のために名簿は適正に管理する。）

- (9) その他、会の目的に即する事項に取り組む。

2005年度事業計画

	会 合	事 務・広 報
4月	2004年度総会・第6回定例研究会	
5月	2005年度総会・第1回定例研究会 (5/14) 第1回世話人会 (5/14) 2005年度全私教協総会・研究大会 (5/21,22)	会員校名簿の更新
6月	2004年度総会・第6回定例研究会	『東海教師教育研究』20号発行 新ウェブサイト、メーリングリストの開設 会費請求
7月	第2回世話人会	ニュースレター第1号発行
8月		
9月	第2回定例研究会	
10月		
11月	第3回世話人会	ニュースレター第2号発行
12月	第3回定例研究会 (採用問題)	『東海教師教育研究』21号原稿締切
1月		
2月	第4回世話人会	ニュースレター第3号発行
3月		『東海教師教育研究』21号発行
4月	第5回世話人会	ニュースレター第4号発行

4号議案 東海私教懇2005年度予算案

2005年5月1日－2006年5月31日

支入の部

項目		金額	備考
前年度繰越金		¥757,546	
会費		¥738,000	41校分
過年度会費		¥18,000	1校分
利息		¥10	
その他		¥0	
合計		¥1,513,546	

支出の部

項目	小項目	金額	内訳
講師謝金・交通費		¥100,000	全私教協大会分科会講師謝金・交通費
通信費		¥50,000	研究会案内・資料郵送費など
事務局運営費			
	消耗品費	¥20,000	
	会場費	¥50,000	
	複写費	¥25,000	
	ウェブサイト運営費	¥60,000	東海私教懇ウェブサイト・ML運営費（新規）
	世話人交通費	¥60,000	
	世話人代表諸経費	¥20,000	
アルバイト謝金		¥50,000	週半日程度、発送業務等
印刷費		¥500,000	東海教師教育研究20号、21号
研究会活動費		¥150,000	研究会、WG活動費（新規）
予備費		¥428,546	
合計		¥1,513,546	

会計監査報告（2号議案続き）

2004年度当会会計は上記の通りであって、適正に執行されていることを報告する。

2005年5月14日

人間環境大学 渡 昌弘 印

2005年度 東海私教懇会員校名簿

大学の部 (五十音順 全：全私教協加盟校 ◇：地区外会員校 ☆新規加盟校)

	大 学 名	〒	住 所	電 話
全	愛知大学	441-8522	豊橋市町畑町1-1	0532-47-4117
	愛知学院大学	470-0195	日進市岩崎町阿良池12	0561-73-1111
	愛知学泉大学	444-8520	岡崎市舳越町上川成28	0564-34-1212
全	愛知淑徳大学	480-1197	愛知県愛知郡長久手町長湫片平	0561-62-4111
全	朝日大学	501-0296	岐阜県穂積市穂積1851-1	058-329-1079
全◇	金沢学院大学	920-1392	金沢市末町10	076-229-8874
全	岐阜経済大学	503-8550	岐阜県大垣市北方町5-50	0584-77-3516
	岐阜女子大学	501-2592	岐阜県岐阜市太郎丸80	058-229-2211
全	金城学院大学	463-8521	名古屋市守山区大森2-1723	052-798-0180
全	皇學館大学	516-8555	三重県伊勢市神田久志本町1704	0596-22-0201
全	椋山女学園大学	464-8662	名古屋市千種区星ヶ丘元町17-3	052-781-1186
全	大同工業大学	457-8530	名古屋市南区大同町2-21	052-611-0513
全	中京大学	466-8666	名古屋市昭和区八事本町101-2	052-835-7111
全	中京女子大学	474-0011	大府市横根町名高山55	0562-46-1291
	中部学院大学	501-3993	関市倉知向山4909-3	0575-24-2211
全	東海女子大学	504-8511	岐阜県各務原市那加桐野町5-68	0583-89-2200
	同朋大学	453-8540	名古屋市中村区稲葉地町7-1	052-411-1111
全	名古屋音楽大学	453-8540	名古屋市中村区稲葉地町7-1	052-411-1111
全	名古屋外国語大学	470-0197	日進市岩崎町竹の山57	0561-74-1111
全	名古屋学院大学	480-1298	瀬戸市上品野町1350	0561-42-0333
	名古屋経済大学	484-8504	犬山市市内久保61-1	0568-67-0511
全	名古屋芸術大学	481-8503	西春日井郡師勝町熊之庄古井280	0568-24-0315
	名古屋産業大学	488-8711	尾張旭市新居町3255の5	0561-55-3076
	名古屋女子大学	468-8507	名古屋市天白区高宮町1302	052-852-1111
	名古屋造形芸術大学	485-8563	小牧市大草年上坂6004	0568-79-1174
全	南山大学	466-8673	名古屋市昭和区山里町18	052-832-3111

全	日本福祉大学	470-3295	知多郡美浜町奥田	0569-87-2211
	人間環境大学	444-3505	岡崎市本宿町上三本松6の2	0564-48-7811
全	三重中京大学	515-8511	三重県松阪市久保町1846	0598-29-1122
全	名城大学	468-8502	名古屋市天白区塩釜口1-501	052-832-1151

短期大学の部（五十音順）

大 学 名	〒	住 所	電 話
愛知女子短期大学	470-0131	愛知郡日進町岩崎竹ノ山57	0561-73-4111
愛知みずほ大学短期大学部	467-0867	名古屋市瑞穂区春敲町2-13	052-882-1815
愛知江南短期大学	483-8086	江南市高屋町大松原172	0587-55-6165
岡崎女子短期大学	444-0015	岡崎市中町1-8-4	0564-22-3315
鈴鹿国際大学短期大学部	513-8520	三重県鈴鹿市庄野町1250	0593-78-1020
中京短期大学	509-6192	岐阜県瑞浪市土岐町2216	0572-68-4555
東海女子短期大学	504-8504	各務原市那加桐野町2	0583-82-1148
名古屋短期大学	470-1193	豊明市栄町武待48	0562-97-1306
名古屋芸術大学短期大学部	481-8504	西春日井郡師勝町熊の庄古井281	0568-24-0321
名古屋造形芸術短大	485-8563	小牧市大草年上坂6004	0568-79-1111
南山短期大学	466-0833	名古屋市昭和区隼人町19	052-832-6211

その他

新規加盟予定 中部大学

会員校数

大学 30校 うち全私教協加盟20校

短大 11校

合計 41校

2004年度 東海私教懇世話人・全私教協役員名簿

2005年 5月

東海私教懇メーリングリスト：tkskk@virgo.aichi-u.ac.jp（世話人会専用）

名 前	所属（役割分担）	勤務先電話	E-mail・勤務先FAX
宇田 光☆	南山大学 （東海教師教育研究編集長）	0561-89-2000	uda@nanzan-u.ac.jp 0561-89-2015(総合政策学部)
内田 晩穂	東海女子大学（全私教協WG 免許事務検討委員）	0583-89-2200	kuchida@hm.tokaijoshi-u.ac.jp
太田 明☆	愛知大学（世話人代表・ 全私教協運営委員）	05613-6-1111	ota@aichi-u.ac.jp 05613-6-5553
小栗 正彦☆	愛知淑徳大学 （全私教協代議員）	0561-62-4111	maoguri@osu.aasa.ac.jp 0561-63-1844
亀谷 和史☆	日本福祉大学 （資質向上委員 補）	0569-87-2211	kame@n-fukushi.ac.jp 0569-87-1690
酒井 博世☆	名城大学 （全私教協代議員）	052-832-1151	hsake@ccmfs.meijo-u.ac.jp
杉江 修治☆	中京大学 （全私教協編集）	052-835-7111	sugie-sh@cac-net.ne.jp
田子 健☆	南山大学 （全私教協政策WG）	052-832-3111	tago@nanzan-u.ac.jp 052-832-3925
長谷川元洋☆	金城学院大学 （資質向上委員）	052-798-0180	ghase@kinjo-u.ac.jp
宮川 充司☆	椙山女学園大学 （全私教協運営委員代行）	052-781-1186	miyakawa@sugiyama-u.ac.jp
高橋 正司☆	岐阜女子大学	0582-29-2211	masat@gijodai.ac.jp 0582-29-2222
横井 一之☆	鈴鹿国際大学短期大学部	0593-78-1020	
渡 昌弘	人間環境大学（会計監査）	0564-48-7811	

備考 ☆印は東海私教懇世話人。名前のあいうえお順で表示。

WGはワーキンググループ。（データベースWG, 政策WG, 免許事務WG。）

利用方法：

tkskk@virgo.aichi-u.ac.jp宛にメールを送信すると、世話人全員に送信されます。

東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会規約

1979年4月21日

1981年4月25日（一部改訂）

1982年4月26日（一部改訂）

1983年10月6日（一部改訂）

1984年4月28日（一部改訂）

1989年5月13日（一部改訂）

1990年4月28日（一部改訂）

2002年5月11日（一部改訂）

（名 称）

第1条 本会は、「東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会」と称する。

（目 的）

第2条 本会は東海地区私立大学・私立短期大学の教職課程に関する研究活動を推進し、あわせて情報交換・連絡協議することによって、その充実を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

1. 私立大学における教員養成についての研究
2. 私立大学における教職課程についての情報交換・連絡協議
3. 私立大学における教職課程、特に実習などについての研究・協議
4. 私立大学における開放制教員養成の重要性について、認識を深めるための情宣活動
5. その他、本会の目的達成のために必要な事業

（会 員）

第4条 本会は、教職課程を設置している東海地区私立大学・私立短期大学をもって組織する。ただし、本会に加盟していない大学において、教職課程を担当する教員は、その所属する大学が会員となるまでの期間、有志会員として本会に加盟することができる。

（機 関）

第5条 本会につきの機関をおく。

1. 総 会
2. 世話人校および代表世話人校それぞれ若干
3. 事 務 局
4. 会 計
5. 会計監査 2名

(役員選出)

- 第6条 世話人校・代表世話人校および会計監査は総会で選出する。
任期はそれぞれ2年とする。
事務局は、代表世話人校の一つにおく。

(会 費)

- 第7条 会員校は1校につき年額18,000円を会費として納入する。有志会員の会費は年額1
口5,000円とする。

(会計年度)

- 第8条 本会の会計年度は、毎年定期総会から翌年の定期総会までとする。

(全国協との関係)

- 第9条 本会加盟校のうち、全国私大教職課程研究連絡協議会に加盟する大学で、東海地区
私大教職課程研究連絡協議会を構成する。同協議会事務局は当分の間、本会事務局が
兼務する。

(規約改正)

- 第10条 本会の規約改正は、総会出席会員校の過半数の同意を必要とする。

- 付 則 この規約は、昭和54年4月27日から実施する

<執筆者紹介>

別所 興一	愛知大学経営学部教授
丸山 真名美	三重中京大学短期大学部講師
宮川 充司	椋山女学園大学国際コミュニケーション学部・文学部教授
太田 明	愛知大学法学部教授
杉江 修治	中京大学教養部教授
田子 健	愛知大学教授

東海教師教育研究 第21号

2006年3月25日 発行 (会員配布)

編 集 「東海教師教育研究」編集委員会

発 行 東海地区私立大学教職課程研究連絡懇談会
代表世話人大学 愛知大学

事 務 局：〒468-0296 愛知県西加茂郡三好町黒笹370
愛知大学 名古屋校舎 太田研究室内
URL:<http://virgo.aichi-u.ac.jp/~tkskk/>
e-mail:ota@vega.aichi-u.ac.jp
TEL (0561) 36-1111(代) FAX (0561) 36-5553

印 刷 (有)一粒社 〒475-0837 半田市有楽町7-148-1
TEL (0569) 21-2130
